

令和 3 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月8日（水曜日）午前10時00分 開 議  
午後 2時40分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 伊藤新一 議員  
2. 安藤 繁 議員  
3. 鈴木明広 議員  
4. 東成一 議員  
5. 五十嵐美知 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			5. 当市における学力増進について
4	2	東成一	1. 有害鳥獣について 2. スマート農業について
5	8	五十嵐美知	1. 障がい者福祉について 2. 脱炭素社会の実現に向けて 3. SDGs（持続可能な開発目標）について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	6	伊藤 新一	1. 新型コロナウイルス感染症に伴う支援について 2. 子育て支援について
2	4	安藤 繁	1. 高齢者福祉について 2. 環境問題について
3	3	鈴木 明広	1. 脱炭素社会実現に向けた当市の取り組みについて 2. 産業遺産の継承について 3. 新型コロナウイルスワクチンについて 4. 行政改革について

○出席議員 10名

- 1番 若山武信 君  
2番 東成一 君  
3番 鈴木明広 君  
4番 安藤 繁 君  
5番 北市 勲 君  
6番 伊藤新一 君  
7番 木村 恵 君  
8番 五十嵐美知 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	島山 涉 君
教育委員会教育長	高橋 雅明 君
監査委員	目黒 雅晴 君
選挙管理委員会 委員長	壽崎 光吉 君
農業委員会会長	中村 英昭 君

---

副市長	永川 郁郎 君
総務課長	若狭 正 君
企画課長	林 伸樹 君
財政課長	丸山 貴志 君
税務課長	坂本 和彦 君
市民生活課長	井波 雅彦 君
社会福祉課長	蒲原 英二 君
介護健康推進課長	千葉 睦 君
商工労政観光課長	磯貝 直輝 君
農政課長	柳町 隆之 君
建設課長	林 賢治 君
上下水道課長	亀谷 貞行 君
会計管理者	斎藤 政弘 君
あかびら市立病院 事務局長	井上 英智 君

---

教育委員会 学校教育課長	尾堂 裕之 君
〃 社会教育課長	梶 哲也 君

---

監査事務局長	中西 智彦 君
--------	---------

---

選挙管理委員会 事務局長	若狭 正 君
-----------------	--------

---

農業委員会 事務局長	柳町 隆之 君
---------------	---------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井 明伸 君
〃 総務議事 担当主幹	笹木 芳恵 君
〃 総務議事 係長	伊藤 千穂子 君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番木村議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、2、子育て支援について、議席番号6番、伊藤議員。

○6番（伊藤新一君） [登壇] 議席番号6番、民主クラブ、伊藤新一、通告に基づきまして質問いたしますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

現在新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない状況であります。新たな変異株により、高齢者だけでなく、若年層にまで感染が拡大しております。効果が期待されているワクチン接種も全国的になかなか進んでいない状況であります。そのような中、赤平市におきましては大きなトラブルもなく順調に接種が進められているところであります。この場をお借りして、ワクチン接種にご協力をいただ

きました医療機関、医療従事者、担当課職員をはじめ、関係者の皆様のご尽力に敬意と感謝を申し上げ、私の質問に入らせていただきます。

それでは、件名1、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策について、項目1、オールあかびら！たすけ愛商品券について質問させていただきます。昨年10月に、赤平市民に赤平市消費活性化支援事業であるオールあかびら！たすけ愛商品券として、取扱い登録店舗120店舗で使用できる共通商品券5,000円と飲食券5,000円の合わせて1人1万円分が各世帯に配付され、市民や登録店舗から好評でありました。昨年に続き、今年も7月にオールあかびら！たすけ愛商品券が配付されました。今回も金額設定については同じでありましたが、5,000円分の飲食券限定が地域商品券へと変更され、12月31日までの有効期限として配付されております。

市民からは、飲食券限定から地域商品券になったことや取扱い登録店舗が120店舗から130店舗と10店舗増えたことにより使いやすくなったとの声が多く聞かれ、大変好評であります。まだ使用期限まで3か月以上ありますが、効果検証を行うことはできませんが、飲食券限定から地域商品券に変更されたことにより、市民の皆さんの利用状況は昨年とは違うものと思いますので、現在までの利用状況はどのようになっているのか、分かっている範囲でよろしいので、お伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） オールあかびら！たすけ愛商品券の利用状況ということでございますが、消費喚起と地域経済の活性化を図るため、昨年に引き続き市民1人当たり1万円の商品券を6月29日に送付いたしました。昨年の実績では9,604名分と子育て上乗せ864名分の合計1万468冊を送付し、換金された商品券の総額が1億円を超え、使用率は97.1%となったところでございます。令和2年10月14日から令和3年2月28日までの4か月半と短い期間でございましたが、多くの市民の方にたくさんのお店でご利用いただきました。中でも48.3%と約半数が飲食店で

利用され、特に年末年始にはお店の前に車の列ができたようなお話も伺っており、市内の消費喚起と活性化につながったのではないかと感じております。続いて、大型店が39%、コンビニエンスストアが4.5%、ガソリンスタンドが3.8%、小売店が4%となっております。

昨年は1冊1万円の半分を共通商品券、もう半分を飲食券としておりましたが、高齢者や施設入所されている方から飲食店に食べに行くのが難しいとの声もありまして、今年はより使いやすいものとするために共通商品券と地元商店で使用できる地域商品券としたところであります。8月末までに換金された券の実績につきましては、配付した商品券の全体で約38%の券が使用されており、内容は飲食店が33.5%、大型店が36%、コンビニエンスストアが5.4%、ガソリンスタンドが11%、小売店が13.5%と昨年より多くの業種に分散された形となっております。

7月にはおうちで火まつりに併せたテイクアウトキャンペーンも実施され、夏休みやお盆などにより人出も増えましたが、8月2日からの蔓延防止等重点措置や8月27日からの緊急事態宣言の発令により、市内消費にも影響が出ると思われます。また、残されて使用期間が12月31日まで4か月間ありますので、今後商店街振興対策協議会や商工会議所と連携しながら利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま昨年のオールあかびら！たすけ愛商品券の支援の内容と利用実績等をご答弁いただきました。使用率については昨年97.1%ということで、残念ながら100%ではありませんでしたが、大変高い数字であったと思います。市民の皆様、各店舗からも大変好評でありました。飲食店の利用率については48.3%ということで、自粛要請などにより売上げが減少していた中、大変助かったとの声も多く寄せられておりました。そして、今回オールあかびら！たすけ愛商品券の飲食券

限定分5,000円分が地域商品券5,000円分に内容が変更された経緯については、高齢者や施設入所されている方々より飲食店に食べに行くのが難しいとの声があったため、より使いやすいものにしたというご答弁でありました。

効果検証につきましては、オールあかびら！たすけ愛商品券配付からまだ2か月ほどしかたっていないため、換金された券の実績は約38%と低い数字でありました。ただいま答弁いただいたように、利用状況については前回よりも多くの業種に分散されているとのことで、地域商業の活性化の一助になっていると思われます。12月31日の使用期限までにまだ4か月、約3か月以上ありますので、有効活用していただけるよう周知をしていただきながら、さらなる利用促進に努めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たない中、地元を離れて働きに出ている季節労働者や非正規労働者が職を失ったり、経済状況の悪化により進学を諦めなければならない方や学生生活に影響が出ている方もいらっしゃると思われます。新型コロナウイルス感染症により悪化した経済状況が回復するまでにはまだ時間がかかると思われます。今後様々な状況を把握して、国の動向、赤平市の財政状況を勘案しながら支援策について検討をお願いしたいと思います。

続きまして、項目2、赤平市内の企業の経営状況の把握についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大がいまだに終息せず、市民生活や経済活動に深刻な影響が出ております。各自治体では様々な支援策等が行われておりますが、赤平市におきましても売上げが減少している個人事業主、企業等に対し、赤平市独自の飲食業等継続支援金、中小企業等事業継続支援金、雇用継続支援補助金などの様々な支援を行っております。赤平市の支援策につきましては、ほかの自治体に比べ高く評価されるものだと思っております。コロナ禍で経営が悪化し、売上げが減少している個人事業主、企業等は多いと思われますが、新型コロナウイルス感染症が1年半と

長引く中、生産中心の企業にとってはその業種により売上げの減少幅に違いが出てきていると思われる。現在の経営状況の実情を把握して支援等を検討していくことも必要ではないかと思われるが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 企業の実情の把握と支援策の検討についてということでございますが、私自身毎月開催されている三水会でもいろいろとお話を伺いまして情報交換させていただいておりますが、先日担当課と共に幾つかの企業を訪問させていただきました。企業のトップの方々より、国内消費の動向ですとか海外での木材、鉄鋼などの原材料や燃料などの価格高騰による影響が出ており、今後の見通しも難しいとお話をお聞きしてまいりました。

赤平市では現在経済対策として3つの施策を展開しており、中小企業等事業継続支援金につきましては昨年から引き続き切れ目のない支援として第3弾の申請を6月1日から受け付けております。現在のところ105事業所、2,593万円を支出しております。申請期間が10月29日までとなっておりますので、今後も広報などでお知らせをしてまいります。

夜間営業を行っている飲食店等への支援でありますナイト店舗リース機器等補助金につきましては、これまで11件の申請がございまして112万円を支出しております。特に蔓延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令など、北海道におきましても感染者数は増えており、先が見えない中不安の声も聞かれますことから、ナイト店舗リース機器等補助金の対象期間を延長して実施してまいります。

また、雇用継続支援補助金につきましては、国の雇用調整助成金の特例措置の延長が終了した時点からの支援を考えておりましたが、厚生労働省では特例措置等について9月末としていた現在の助成内容を11月末まで継続する予定であると発表がありました。このため、市独自の施策である雇用継続支援補助金の申請時期や対象期間の判断も難しくなっておりますので、今後国の動向に注視しつつ、支援内

容の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、北海道全体でも終息の見通しが立たず、市内企業にも現在の状況などをお聞きしてまいりましたが、今後の見通しに不安を感じているところもございます。業況の厳しい企業等の声を聞きながら、中小企業等事業継続支援金第3弾以降のさらなる支援策につきましても検討してまいります。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま毎月開催されている三水会で情報交換されているとのことでした。また、担当課と共に幾つかの企業を訪問しているとの答弁をいただいたところでございます。毎月定期的で開催されている三水会の情報交換は、とても重要であると思っております。また、新型コロナウイルス感染症により経済に影響が出ていることから、市長自ら市内企業を訪問し、経営状況などを把握することはさらに重要であると思っております。以前にも企業を訪問し、今回も企業を訪問したとのことでありました。赤平市の企業のために積極的に行動されており、その行動は評価されるものだと思います。

企業等を訪問し、企業のトップの方々から国内消費の動向や海外での木材、鉄鋼などの原材料や燃料などの価格高騰による影響により、今後の見通しも難しいとの話を聞いてこられたとのことであります。赤平市では市独自の支援策を様々行っていることは私も承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中、業種によってはさらに経営状況は厳しくなると思います。市長も、市内企業の現在の状況を聞いて今後の見通しに不安を感じている。業況の厳しい企業等の声を聞きながら、中小企業等事業継続支援金第3弾以降のさらなる支援策について検討していくとのことですので、今後におきましても企業等の経営状況把握に努めていただき、有効な支援策について検討していただくことをお願い申し上げ、この質問を終わらせていた

できます。

続きまして、件名2、子育て支援についてであります。項目1、児童館、児童センターの適正配置計画についてお伺いいたします。令和4年4月に統合小学校が開校することから、児童館、児童センターの配置計画について確認させていただきたいと思っております。昨年の令和2年12月の同僚議員の質問に対する答弁で、赤平市内にある5か所の児童館、児童センターのうち、平岸児童館、茂尻児童館、赤平児童館と豊里児童センターについては利用実績について分析をし、利用状況が著しく少ない児童館などについては、費用対効果も含め存続していくことが困難なことから、廃止について検討していく考えであるとのことであります。また、文京児童館につきましては、統合小学校内に赤平独自の学童保育室を創設することから、学童保育室での対応となり、築48年経過し、老朽化が著しいため、廃止、解体を検討していくとのことであります。統合小学校の開校に併せ、平岸児童館、茂尻児童館、赤平児童館、豊里児童センターの配置について決定していくとのことでありますが、開校まであと半年となっております。赤平市としてどのような方針になっているのかお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 児童館、児童センターの方針についてでございますが、統合小学校の開校に併せ、仮称でありました学童保育室を放課後子ども教室として開設することとなり、それに伴い、放課後児童の健全育成と施設の運営について総合的に検討を重ねてまいりました。令和2年度の利用実績に基づき検討した結果、1日当たりの利用児童数について赤平児童館では1.16人、平岸児童館では0.62人と極端に少ないため、利用児童が他の児童との交流を図ることができず、健全な育成や豊かな情操につながらない状況であるほか、著しく効率の悪い運営を余儀なくされております。このことから、赤平児童館及び平岸児童館につきましては廃止する方針とさせていただきます。また、文京児童館につきましては、

これまでも多くの児童に利用されてきましたが、築48年を経過し、老朽化が著しいことや利用内容、利用内訳を見る限り、小学生以下の児童の利用がほとんどであることに加え、預かり利用の児童の割合が多いことから、新設される放課後子ども教室におきましてこれまで児童館が担っていた機能を満たすことができると判断し、廃止する方針とさせていただきます。茂尻児童館及び豊里児童センターにつきましては、利用児童も多いことから引き続き運営してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で児童館、児童センターの方針について、統合小学校開校に併せ、学童保育室を放課後子ども教室として開設することから、放課後児童の健全育成と施設の運営について総合的に検討を重ね、令和2年度の利用実績に基づき検討したとのことでした。その結果、1日の利用児童数が赤平児童館で1.16人、平岸児童館では0.6人と極端に少ないことや健全な育成や情操につながらないこと、そして著しく効率が悪い運営を余儀なくされているため、赤平児童館、平岸児童館を廃止する方針であるとのことで、文京児童館については廃止とし、放課後子ども教室で対応して、茂尻児童館、豊里児童センターは引き続き運営していく考えであるとのことであります。

当然のことながら、廃止になる施設の地域に住んでいる子供たちの対応について保護者、地域住民等に説明会を開催し、さらなる検討をしていかななくてはならないと思います。当市の方針が示されましたので、要旨の2でちょっと確認をさせていただきたいと思います。昨年12月の同僚議員の質問に対する答弁では、赤平市の児童館、児童センターの適正な配置につきましては廃止、統合も含め保護者、地域住民の方々に説明を行い、意見を聞いた上で赤平市子ども・子育て会議において議論し、方針を検討し、赤平市児童福祉施設整備計画の変更を行っていきたいと考えているとのことであったと思います。

コロナ禍の中、説明会や会議を開くことはなかなか

か厳しい状況ではありますが、半年後には統合小学校が開校することから、計画を進めていかななくてはなりません。その後保護者や地域住民に対する説明会や子ども・子育て会議が開催されていることと思いますが、どのような意見があり、どのような検討がされたのか、その進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 進捗状況についてでございますが、新たに開設する放課後子ども教室とそれに伴う児童館、児童センターの方針につきましては、保護者をはじめ、地域や関係者の皆様からの理解を得ることが必要不可欠であることから、これまで廃止を予定している平岸児童館、赤平児童館の地域へのご説明をさせていただいたほか、赤平市子ども・子育て会議へも運営方針や実施の概要についてご説明させていただいております。

意見といたしまして、地域の方々からは、子供たちの送迎をきちんとやってもらえるのであれば廃止はやむを得ない、送迎バスでの帰宅の時間について配慮してほしいなどのご意見をいただき、子ども・子育て会議では、平岸の子供も長期休みでの利用について廃止により茂尻児童館の利用になるのであれば、保護者が送迎対応するので、放課後子ども教室を利用させてもらえないかなどのご意見を頂戴し、検討しております。また、保護者の皆様にも先般放課後子ども教室の実施概要に加え、既存の児童館、児童センターに関する運営方針について資料を送付させていただいており、後日このことにつきまして保護者説明会を開催する予定でございます。今後も関係各位のご理解を賜りながら、放課後における児童の健全育成に向けた施設の実現を目指してまいります。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま説明会や子ども・子育て会議を行っているとの答弁をいただきました。地域の方々からは子供たちの送迎をしてほしい、子ども・子育て会議では平岸の子供たち

が長期休みの場合は放課後子ども教室の利用させてもらえないかなど意見が出されているとのことでした。廃止する児童館の地域の保護者、地域住民等に対し丁寧な説明をして、理解をしていただかなければなりません。それと同時に、今後の子供たちへの対応についても議論を進めていかななくてはなりません。今まで出された意見のほか、まだ検討していかなくてはならない問題が出てくるのではないかと思います。来年4月の統合小学校まであと7か月ほどしかありません。説明会をはじめ、子ども・子育て会議で議論を進めていかれると思いますが、子供たちにとって安全で楽しい放課後の居場所ができるよう、放課後における児童の健全育成に向け、早急に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、項目2、学童保育事業についてお伺いいたします。赤平市の学童保育事業は、統合小学校内に学童保育室を併設することとなっております。来年4月の統合小学校開校と同時に、各児童館、児童センターで実施している放課後児童クラブの類似事業で市独自の留守家庭児童見守り事業を実施していくということでした。学童保育室の開設につきましては、保護者、地域住民の期待も大変大きくなっているところです。

学童保育事業につきましては、昨年12月に同僚議員から、今年3月の市政執行方針では私も質問しておりますが、答弁では、関係する社会福祉課、社会教育課、学校教育課により実施概要の確認や今後の方向性について検討し、情報を共有し、実施に向けた検討を行っていくとのことでした。また、具体的な内容については、地域住民等の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域学校協働活動により、子供たちが文化的、体育的な体験ができるよう検討を進めており、多様な体験の場を提供してまいりたいとのことでもありました。以前の質問から半年が経過しておりますが、学校施設の運用方法等を含めた協議や保護者、地域の方々への説明はどのようになっているのか、その進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 学童保育事業の進捗状況についてでございますが、これまで関係各課や理事者との協議を重ね、新たに実施する放課後子ども教室と児童館、児童センターを含めた放課後児童の健全育成について総合的に検討し、運営の方針や実施概要について方針を固めてまいりました。従前におきましては各児童館、児童センターにおいて主に共働き等で子供の面倒を見る者がいない世帯の児童を対象に留守家庭児童見守り事業を実施してまいりましたが、このたび放課後子ども教室におきまして新たな預かり事業である赤平児童クラブを開設することになりました。この赤平児童クラブは、市独自の預かり事業となりますが、より多くの児童をお預かりし、多世代を含めた多くの児童や支援員との関わりを促進することにより学びを深めることにつながるものと期待しており、このことから各児童館、児童センターにおいて実施していた留守家庭児童見守り事業については終了させていただき方針となっております。

このことにつきましては、さきのご質問において触れさせていただきましたが、廃止を予定している児童館の地域へのご説明をさせていただいたほか、保護者の皆様にも赤平児童クラブを含めた放課後子ども教室の実施概要に加え、既存の児童館、児童センターに関する運営方針について資料を送付させていただいており、後日保護者説明会を開催する予定でございます。また、放課後子ども教室は学校施設の一部利用となることから、教育委員会とも検討を重ね、現在は可能な限り体育館の利用を図り、自由遊びを促進してまいります。今後も関係各位のご理解とご協力を賜りながら、放課後における児童の健全育成に向けた、施設の実現を目指してまいります。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま学童保育事業について関係各課、理事者と協議を重ね、運営の方針、実施概要の方針を固めてきたということです。統合小学校開校に併せ、放課後子ども教室内

において赤平児童クラブを開設し、各児童館、児童センターで実施していた留守家庭児童見守り事業を終了する方針であると答弁をいただきました。大まかな事業内容については昨年12月の同僚議員の質問の答弁と私の3月の質問の答弁で確認しているところでもあります。ただいまの学校施設の運用方法につきましても教育委員会と検討を重ね、体育館の利用等について話が進んでいることが確認できたところでございます。また、廃止を予定している児童館の地域住民にも学童保育事業について説明をし、保護者の皆様に赤平児童クラブを含めた放課後子ども教室の実施概要に加え、既存の児童館、児童センターに関する運営方針についての資料を送付したとのことであります。また、保護者説明会につきましては後日開催をする予定であるとのことですので、学童保育事業についてより深くご理解をいただき、放課後に全ての児童が安全、安心な居場所を確保できるよう、関係各課で引き続き検討をしていただきたいと思います。

続きまして、放課後児童支援員の確保についてお伺いをいたします。昨年12月の答弁では、放課後児童支援員の確保について現状においては困難であるが、サービスの質の向上や安心してお子さんを預けていただくため、資格を持った放課後児童支援員の配置の検討や2年以上の児童福祉事業に従事した職員に認定資格研修を受講させる予定であるとのことでした。その後放課後児童支援員の確保についてどのような状況なのかをお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 放課後児童支援員の確保についてでございますが、新たに実施する放課後子ども教室における支援員につきましては、サービスの質の向上や安心してお子さんを預けていただくために、全ての支援員が放課後児童支援員の資格を持っていることが望ましいところでございます。放課後児童支援員の認定資格を得るには、保育士、社会福祉士、教員免許を持っている者のほか、2年以上の児童福祉事業に従事した者などが都道府県知事によ



る研修を受講する必要があるため、人材の確保につきましては厳しい状況にあると考えております。

そのような中ではございますが、既存の児童館、児童センターの運営方針により、複数の児童館を閉館する予定であります。したがって、現在児童厚生員として従事する職員の中から放課後児童教室へ移動する職員に対し、9月から11月にかけて行われる本認定資格研修を受講させる予定としております。また、今後につきましては全ての支援員に放課後児童支援員の資格認定講習を受講させ、資格の取得とともに資質向上が図れるよう努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で、放課後児童支援員の確保について、サービスの質の向上や安心してお子さんを預けていただくために全ての支援員が放課後児童支援員の資格を持っていることが望ましいとのこととあります。現在赤平市では独自の学童保育事業を行っており、新たな放課後子ども教室の実施についても独自の事業として行うため、放課後児童支援員の資格を持った支援員が必ず従事していなくても運営は行っていきますが、有資格者の支援員を確保することで放課後児童教室の質の向上だけでなく、保護者も安心して子供を預けることができるようになると思います。現在児童厚生員として従事している職員の中から放課後児童教室へ移動する職員に対し、9月から11月にかけて行われる認定資格研修を受講させる予定であるとのことですので、その点については理解をいたしました。

いずれにしましても、来年の4月まで本当に残り期間がありません。統合小学校開校と同時に行う新規の事業です。今年の1月の新聞報道を見て、保護者、地域住民の方々も大変期待されている事業ですので、残された期間で保護者、住民の方々に運営方針等について説明をし、しっかりと理解を得ていただきたいと思います。そして、地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域学

校協働活動により、多様な体験ができるようご協力をいただきながら放課後子ども教室の実施に取り組んでいただきたいと思います。さらに、子ども・子育て会議、担当課ともしっかりと議論を重ね、子供たちの放課後が安心して楽しく過ごせるよう、保護者が安心して子供たちを預けられるよう努めていただきたいと思います。そのことを申し上げ、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、件名1、高齢者福祉について、2、環境問題について、議席番号4番、安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 議席番号4番、新政クラブ、安藤繁です。コロナ禍が大変な中、参与席の皆様にはお忙しい中をご苦労さまでございます。通告に従いまして質問をいたします。ご答弁のほどよろしく申し上げます。

件名1、高齢者福祉について、項目1、高齢者の認知症について、要旨1、現在本市において認知症の高齢者の方がかなりおられると思います。令和元年6月18日開催の認知症施策推進関係閣僚会議における認知症施策推進大綱によりますと、厚生労働省の推計では、我が国において2012年で認知症の人は約462万人となっており、さらに2025年には約700万人まで増え、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症という社会になるとしております。また、九州大学の二宮教授の研究結果によりますと、2030年には約830万人になると推計をされております。

本市の高齢者の推移を見ますと、65歳以上の高齢化比率は平成29年度には45.4%で、令和2年には47.5%、令和12年度には52.3%まで上昇する見込みであります。赤平市人口ビジョンによりますと、2025年の65歳以上の高齢者人口は3,726人となって

おり、5人に1人が認知症と想定すれば745人の方が認知症になる可能性もあります。現在本市において認知症の高齢者の方がかなりおられると思います。どのくらいおられるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 認知症高齢者についてですが、認知症とは記憶障がいをはじめとする様々な症状が出現し、日常生活に支障が出てくる状態を言います。しかし、特に認知症の初期の場合は症状が出て本人や家族が気づかないことが多く、市へ相談に訪れることも少ないことから、潜在的な認知症高齢者の把握は難しいのが現状でございます。そのような中でありますが、介護認定調査において認知症の症状が見られる高齢者としては636人と把握しております。しかし、潜在的な方も含めるとさらに多いものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 介護認定調査で636人の方がおられる。潜在的な方も含めるとさらに多いと考えているということで、本当に私の想定以上に多く、正直驚きました。認知症高齢者の対策は、今後も認知症は増えるという関係の中から重要課題であると思います。

次に、要旨2についてであります。本市でも第8期赤平市介護保険事業計画の基本目標3の住み慣れた地域における生活支援の施策の3、認知症施策の推進で、認知症に対する正しい理解と知識の普及を推進するとともに、地域社会での生活が続けられるよう、地域の見守り体制、支え合いを強化しております。また、認知症になってもと題しまして、令和3年1月版としてカラフルなイラスト入りで大変分かりやすいパンフレット、認知症ケアパスが各家庭、市民に配付され、内容を見ますと非常に創意工夫が感じられ、分かりやすく、担当職員一同が非常によく頑張っておられることを感じました。

私の知り合いの中にも、つい最近まで非常に頭脳明晰で会話もして、受け答えがきちっとしっかりしており、かくしゃくとして生活されておられる方がおり

ましたが、現在認知症にかかっておられる方が何人かおられます。認知症の症状が進むと周辺症状と言われる徘徊が始まるケースがあり、徘徊は昼夜を問わないので、介護する家族は非常に大変でございます。以前私の住んでいる町内会において認知症の奥さんを自宅で老老介護していましたが、奥さんが徘徊して時々いなくなるため、長時間の外出ができないので、大変困っているというお話をされておりました。高齢者の認知症の方で徘徊症状のある方はどのくらいおられるのかをお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 認知症の中で徘徊症状がある方についてでございますが、地域包括支援センターで把握しているところでは、赤歌警察署や介護支援専門員からの情報提供、そして直接地域包括支援センターに相談として上がっている事案を合わせまして、過去14年間で18件となっております。地域包括支援センターで把握している方は、介護支援専門員からの情報提供などによると現在のところ4名となっております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 赤歌警察署や介護支援職員の方々からの情報収集、大変ご苦労さまでした。徘徊症状のある方は過去14年間で18件であり、地域包括センターで把握している方は現在4名とのことで、こちらのほうは私が考えたよりも意外と少ない数字になっておりますけれども、介護されているご家族や関係者の方は本当に大変なものと推察をいたします。

続いて、要旨3についてでありますけれども、警察庁の集計では、2020年中に認知症やその疑いで行方不明になり、警察に届出があったのは前年度より86人増の1万7,565人であり、2012年の統計開始から毎年過去最多を更新し、8年で1.83倍に増えているということであります。認知症による行方不明者で2019年以前に届出があった人も含めると2020年中に所在が確認できたのは1万6,887人で、発見までの期

間は受理当日が74.2%、1週間以内が99.3%、2年以上が5人ということでありまして、527人の方が事故などで死亡していたということでございます。

先ほど申し上げました私の町内会の方も、帰宅すると家に奥さんがいなく、あちらこちらと探しましたが、なかなか見つからず、夕方になってようやく豊橋の下にうずくまっていた奥さんを発見し、無事に家に連れ帰ったとのこと。もう少し発見が遅れ、暗闇になれば、発見できずに人命に関わる大変なことになっていたかもしれません。認知症やその疑いの方が行方不明になったとき、自転車や自動車、またはバスに乗って遠いところまで行っていたり、九州の男性が東京で保護されたり、大阪で行方不明になった人が和歌山県で発見されたり、運動機能が十分にある健康な人はどんどん歩いて、夏場は熱中症で、寒い冬場は低体温症で亡くなる人が多いようでもあります。

2007年12月7日には、愛知県大府市の当時70歳の認知症の方が共和駅のホームから線路に入り、鉄道事故に巻き込まれて死亡されております。鉄道会社から遺族に720万円の損害賠償が請求されております。1審、2審では、1審では720万、2審では360万円の支払いを命じる判決でございましたが、2016年の最高裁の判決では、遺族の方には責任はないということで結審いたしました。最終的に損害賠償は免除、逃れましたけれども、約9年間の争訟に多大な労力と多くの弁護士費用がかかったということでございます。

当市において過去に認知症の方で行方不明になった事案はあったのでしょうか。あったとすれば、何人で、全員発見できたのでしょうか、伺います。あわせて、徘徊者が行方不明にならないようにするため、また行方不明者が出た場合、家族や関係機関との関連を含めてどのように対応をしておられるのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 過去に認知症で行方不明になった方についてでございますが、過去14年間で地域

包括支援センターに相談や情報提供を含めた事案は3件ありましたが、いずれも無事発見されております。

徘徊者が行方不明にならないための対応についてでございますが、家族だけで対応するには限界があります。見守りの目を増やすために、必要に応じ本人情報の開示を行い、地域での見守り協力や介護サービスの利用、警察への事前の情報提供をご家族や介護支援専門員などへアドバイスしております。さらに、見守りセンサーや民間の見守り事業等の情報提供を行っております。行方不明者が発生した場合の対応でございますが、赤平市が加入している中空知高齢者SOSネットワークにて共に情報を共有し、周知や捜索活動を行うものとしております。中空知高齢者SOSネットワークは、3市5町の行政や警察署、病院、企業、介護福祉関係機関等にて構成されております。赤平市といたしましても、認知症高齢者の徘徊による行方不明者の速やかな捜索、保護と本人及び家族への支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 行方不明になった事案でございますが、過去14年間で3件ありましたが、皆さん無事に発見されたとのことでありまして、私としても安心しました。また、行方不明者を出さないように適宜な本人の情報開示や地域の見守り協力及び警察署や介護関係者、民間業者との連携を行っているとのこと。さらには、行方不明者が出た場合、中空知の3市5町の関係機関で構成をされております中空知高齢者SOSネットワークで共同して捜索活動を行うなど、種々手を尽くされておられるということで理解をいたしました。

続いて、要旨4についてでございますが、近年行方不明者の捜索手段としてICT、いわゆる情報通信技術が注目されております。桜美林大学の老年学総合研究所の鈴木所長も、行方不明者の捜索手段として最も有効なのはGPSなどの活用であるとしております。装置を持ち物につけたり靴の中に小型の

発信機を入れたりして行動経路を記録したり、QRコードで連絡先が読み取れるようにするなど、全国の自治体で導入の動きが広がってきております。

群馬県高崎市ではGPSを無料で貸出しをしており、市が委託をしております専門業者が24時間フルタイムで位置情報を調査しております。270人が利用されており、これまで900件の捜査依頼がありました。が、全員無事に発見されたということでもあります。

福岡県大牟田市では、行方不明者を捜すためのほっと安心ネットワークを組織しており、届出を受けた警察署が情報を発信し、周辺の自治体を含めた関係機関で情報を共有する仕組みを構築しているとのこと。やり取りはファクスが中心なのですが、有志のSNSを活用し、可能な範囲で情報共有を行い、行方不明者をすぐ探し出せる体制が整っているようでございます。結果、情報伝達の時間が非常に短縮をされまして、情報を広く発信する前に発見されるケースが増えたということでございます。

また、宮城県の東松島市や岩手県の紫波町など10の自治体で認知症高齢者の行方不明事案における全国横断的な情報連携ができる見守りシステム、オレンジセーフティネット、OSNを導入しております。愛媛県の久万高原町では、行方の分からなくなった80代女性を情報配信から15分ほどで発見した実績があるということでございます。また、岐阜県の大垣市でも市内の認知症の人、約50人の情報を登録しておりまして、近年は年に10人程度の行方不明者が全員無事で発見されているとのことでもあります。OSNはスマホのアプリで、各地による捜査協力者をつなぐネットワークで、協力者は事前にサービスを登録し、行方不明者の家族が見守り依頼についてアプリから発信すると各種の協力者にその情報が届いて、行方不明者の特徴などがアプリを通じて共有されまして、捜索をするという仕組みになっております。ほかの協力者がどこを探しているかということも分かりまして、特別な機器も必要なく、全国レベルで捜索機能を発揮するメリットがあるということです。

現在情報共有はメールやファクスが一般的ですが、発見までに時間がかかると言われております。OSNだと瞬時に、かつ広範囲に情報を共有することが可能となり、より確実に行方不明者が捜せるということでもあります。当市は行方不明者の対策としてICTやSNS、OSNの活用についてどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 行方不明者の捜索手段としてのICTやSNS、オレンジセーフティネット、OSNの活用についてでございますが、徘徊の捜索ではなく、予防を目的とした認知症高齢者徘徊感知機器が介護保険制度の福祉用具貸与の種目の中にございます。これは、ベッドを離れたときや玄関から出ていったときなどにセンサーが感知し、ブザーやメールで家族にお知らせが来る仕様になっております。現在当市において徘徊の捜索としてICTやSNS等を活用した事業は実施しておりませんが、議員ご提案にあったことも含めまして今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] ICTやSNS等の活用事業について今後研究してまいるという前向きな答弁をいただきました。当市も認知症サポーターの育成をはじめ、認知症高齢者の徘徊予防のための感知機器などの福祉用具の活用、さらに中空知の認知症高齢者の見守りSOSネットワークを活用し、認知症高齢者対策を構築しており、すばらしいことだと思います。

桜美林大学の鈴木所長がまとめたレポート、認知症高齢者の徘徊、行方不明、死亡に関する研究によりますと、行方不明者の発見に至るまでの時間は9時間が分かれ目となっておりまして、この時間を過ぎると発見率は大幅に減少するということでもあります。また、警察庁の報告によりますと、認知症の場合は記憶障がいや見当障がいで意識が錯乱していることもありまして、事件、事故に巻き込まれる可能性が非常に高くなりまして、行方不明になってから

1日を経過すると死亡率が37%も上昇するということが言われております。認知症の徘徊者や行方不明者については、命に関わる一刻を争う事案であります。不測の事件や事故死亡者が出る前に早期に発見するため、一層の実効性のあるシステムの導入や適正な対応に努めていただきますようお願いいたします。この質問を終わります。

続きまして、件名2、環境問題について、項目1、グリーン購入の考え方について、要旨1、グリーン購入について当市は現在どのように認識し、どのように取り組んでいるかについてでございますが、2015年、国連サミットで採択されましたSDGs、これには持続可能な社会をつくるため解決しなければならない17の目標が定められました。

現在世界では、地球温暖化、大気汚染、水質汚染、生物多様性の減少、廃棄物の増大など、いろいろな環境問題が生じております。この問題を解決するための取組として、循環型社会形成推進基本法では3R、製品製造の資源や廃棄物の発生を減少させていくリデュース、使用済み資源の再利用、リユース、廃棄物を原材料、エネルギー減として有効利用するリサイクルなどが皆さん御存じのとおり重要とされております。

2000年5月に制定された環境物品等の調達の推進等に関する法律、グリーン購入法では、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に進めるため、環境物品等の調達推進に係る基本方針を策定することを規定しております。環境問題の解決に向けてグリーン購入を実施することの重要性が近年再認識されてきているところでございます。この規定に基づき基本方針が閣議決定されており、方針に示されるとおり、地球温暖化や廃棄物問題などの環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄など生産と消費の構造に根差していることから、その解決には環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変革していく、こういうことが不可欠であるとしております。

そのためには、我々の生活や経済活動を支える物

品、役務の環境負荷を低減していくことが必要であり、環境物品などの需要の転換を進めるための取組、その取組の一つがグリーン購入であります。グリーン購入では、購入の必要性を十分考慮し、環境物品等の調達に際して、調達総量そのものを増やさず、ごみとなるものを減らす。リデュースを最優先するものとしており、品質や価格の面だけでなく、環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を製造し、環境負荷の低減に努力をしている業者、企業から優先して購入し、適正な使用、分別、廃棄などにも留意し、環境負荷の低減を目指すということになっております。

法の対象は、まずは国及び独立行政法人ですが、国及び独立行政法人などの義務として、物品及び役務の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意をしつつ、環境物品等の選択をするよう努めなければならないとしており、次に地方公共団体、我々市の関係ですけれども、地方公共団体などの努力義務として、地方公共団体はその区域の自然的、社会的条件に応じて環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるという義務化をしております。さらに、事業者、それから一般国民、市民、の責務として、事業者及び国民は物品を購入し、もしくは借り受ける、または役務の提供を受ける場合にはできる限り環境物品等を選択するよう努めるということにしております。環境省は、地方自治体が職場で使う文具やOS機器などを買う際に環境への負荷ができるだけ小さいものを選ぶグリーン購入に取り組めるように、環境に配慮しましたエコ製品の普及の支援を強化するというようにしております。

北海道環境生活部環境局気候変動対策課が行いました令和元年6月1日を基準日とした道内市町村におけるグリーン購入の取扱い状況に関する調査結果によりますと、グリーン購入の組織的取組状況は、全庁で実施しているところが175市町村、一部の部署で実施しているのが4市町村の合わせて179市町村

が取組を実施しております。グリーン購入について当市は現在どのように認識し、どのように取り組んでいるかをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） グリーン購入についての当市の現在の認識と取組状況についてでございますが、国では、限りある資源を持続的に活用し、将来世代に引き継ぐためには経済社会の在り方そのものを見直し、持続可能な発展が可能なものに変革することが不可欠であるという観点から、環境負荷の少ない物品や役務を選択するグリーン購入を推進しております。また、この国の方針を踏まえ、道の調査においても道内の全179市町村が何らかの組織的な取組を行っているという結果も示されております。

赤平市の状況でございますが、国等による環境物品等の調達推進に関する法律、いわゆるグリーン購入法では、市町村は環境物品等の調達推進の方針を作成するよう努めるものとされておりますが、令和元年現在道内で作成しているのは27自治体にとどまっており、当市でも策定はしていません。しかし、2019年3月に策定した赤平市役所エコオフィス化計画を兼ねた第2次赤平市地球温暖化対策実行計画では、第5章、目標達成に向けた取組の中で、エコマークやグリーンマーク等の第三者機関による環境ラベル対象製品の購入推進や設備更新時にはLED照明への交換、省エネ機器の採用などを図ることとしており、現在はこれに沿って取り組んでいるところでございます。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 グリーン購入の環境物品等の調達推進の基本方針は赤平は現在策定はしていませんが、赤平市役所エコオフィス化計画を兼ねた第2次赤平市地球温暖化対策実行計画の中にエコマークやグリーンマークなどの環境マーク対象製品などの購入推進を図ることが記載されている。私も見ました。記載されております。現在取組を行っているということで一応理解しました。

環境省では、グリーン購入の取組を後押しするた

め、発注書のひな形や予算確保のための導入キットまとめ、3年度に全国の自治体に配布するとしております。導入キットは、これまでグリーン購入に取り組んだことのない自治体向けに制度の概要や実施手順のマニュアルのほか、予算確保に向けての説明資料を盛り込むようであります。また、そのまま使える発注書のひな形も添付されておまして、購入対象品の基準としてエコマークの認定を受けているなどの具体例を示すとしております。ぜひ参考にされるとよいのではないかと思います。

続いて、要旨2についてでございますが、京都のグリーンネットワークは、今年の3月に自治体のグリーン購入の取組のヒントと題しまして、各自自治体の参考になればとグリーン購入を自治体の事務や業務の中で取り組む方法、また地域住民や事業者を購入を促進、復旧するために参考になるよう事例集を作成しております。地域の大口消費者である自治体、赤平市でもそうですけれども、自治体が大きな消費者であるということは間違いのないと思います。そういう自治体が率先して環境配慮型の物品、例えばコピー用紙や事務用品、自動車やOA機器などを購入することにより、環境配慮型商品の価格の低価格化、それから流通量の増加にもつながります。また、購入数量の管理、抑制を行うことや、当市でも既に取り組んでおると思いますが、省エネ型の電気製品や自動車を購入することによりまして行政コストの削減につなげることが可能となります。

グリーン購入の取組は、職員の一人からでもエコマークの文房具を購入するなど可能ということでございますが、より効果を上げ、継続していくためには、基本方針を定めまして、職員に組織的に取り組む姿勢を示し、かつ購入基準を明確にすることにより実効性を確保する必要があると思います。また、市民や地域の事業者がグリーン購入を行う場合の参考として基本方針などについてできる限り周知するため、広報紙やホームページで公表し、意識の啓発を行うべきであるとしております。さらに、商品の購入時に廃棄物ができるだけ発生しない商品が選択

される仕組みをつくっていくことが肝要であるとしており、地域の住民や事業者が購入し、使用した後に排出される一般廃棄物の処理に要する経費は日本全体で何と年間約2兆円になるそうです。

グリーン購入法の基本方針では、特に重点的に調達を推進すべき環境物品などを特定調達品目として定めております。特定調達品目及びその判断基準は、毎年度定期的に見直しをされておりました、2001年には14分野101品目でしたが、2021年2月現在では22分野で282品目の認定商品が対象になっているということです。私も調べてみましたが、本当に多くの品物が認定商品として対象になっております。特定調達商品及びその判断基準は多様化しており、環境省は国や地方公共団体、事業者などが内容を理解し、環境物品の調達が容易にできるよう、グリーン購入の調達者の手引を作成しております。まずは取り組みやすい紙類や文具類、パソコンなどについてグリーン購入の実施を呼びかけるとしております。

当市は、グリーン購入について今後の取組をどのように考えておられるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） グリーン購入についての今後の取組についてでございますが、その制度や内容などを職員に広く周知していくことが大切であると考えているところであります。国が作成しておりますグリーン購入の調達者の手引の中では、貴重な資源やエネルギーを使用して製造された物品等の長期利用など、環境物品等の調達量そのものを増やさないで廃棄物の発生を減少させていくリデュースの考え方が最優先されるべきだと位置づけられております。また、特に重点的に調達をすべきとされている特定調達品目には、議員の質問にもありましたように22分野の282品目が対象となっており、具体的には市で日常的に使用しているコピー用紙は、古紙パルプ配合率が可能な限り高く、間伐材等パルプを利用しているなどの基準を満たし、エコマークなどの環境ラベル認定品であることなどが示されております。ほかにも筆記用具や封筒などの文具類、LED

照明器具や自動車などの備品類、公共工事に関するものも含まれており、今後の取組を進める上で参考になるものと考えております。

このようなことから今後も持続的に環境物品等への転換を進めるために、当面は当市が購入する物品や役務について、赤平市役所エコオフィス化計画のほか、国の方針を準用しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] ただいまの答弁によりますと、赤平市役所エコオフィス化計画のほか、国のグリーン購入の基本方針、これをほかの市町村も準用しているところがございしますが、基本方針を準用しながら取組を進めるということでございまして、大変結構なことで、今後も進めていただきたいと思います。

環境省では、グリーン購入に関する自治体からの問合せも電話やメールで受け付ける相談窓口を設置しているほか、専門家の派遣も行うということになっております。環境省の担当職員とも連絡を密に取っていただき、時には専門家に当市に来ていただくなどして、ぜひグリーン購入について進めていただきたいと思います。国連が掲げる持続可能な開発目標の作る責任、そして使う側の責任に関して、エシカルな消費、すなわち人や社会、地球環境に優しいものを購入し、消費をするという倫理的な消費、これを行うために市として市長の答弁のとおり、庁舎内で職員が一丸となって情報、認識を共有し、組織的にエコマーク製品の購入を進め、使う側の責任の在り方、これを市民に率先して、企業に率先して実践をし、模範を示していただきたいと思います。

同時に、企業や市民にごみの削減や温室効果ガスの削減に効果があり、環境破壊から孫の代まで地球を守るグリーン購入の重要性についてぜひ啓蒙、普及をしていただきたいと思います。広報やホームページ、いろいろありますけれども、市民に対してもぜひ啓蒙、普及をしていただきたいと思います。

以上、前向きに取り組んでいただきますようお願いいたしまして、私の全ての質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午前11時32分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、脱炭素社会実現に向けた当市の取り組みについて、2、産業遺産の継承について、3、新型コロナウイルスワクチンについて、4、行政改革について、5、当市における学力増進について、議席番号3番、鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 議席番号3番、鈴木明広、通告に基づき質問させていただきます。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、まず最初の件名の1番、脱炭素社会実現に向けた当市の取組で項目の1番で、当市の2030年に向けた温室効果ガス削減対策についてお伺いしたいと思います。報道によりますと、7月26日に政府が示す温暖化対策計画におきまして、10年後の令和13年度の排出量は二酸化炭素、CO<sub>2</sub>換算で14億800万トンとなりました。国際公約の46%削減には6万4,800万トンを減らす必要があるとのこと。家庭部門では現在よりも66%削減を目指しております。地方自治体においては、それぞれ目標を立てて、確実に46%削減に寄与するような対策を練らなければならないことは言うまでもございません。新たな温暖化ガス削減対策計画では、本年10月2日に始まります第26回気候変動枠組み条約締結国会議、いわゆるCOP26までに閣議決定されるというタイムスケジュールになっております。

私は、本年度6月定例会で2030年の長期目標を達成するための具体的な事業の見直しについてただしましたところ、二酸化炭素排出量に占める割合の多い庁舎、教育施設の照明の消灯や照明器具のLED

化、公用車ハイブリッド車の導入が必要であり、併せて太陽光発電などの再生可能エネルギーの取組も検討していかなければならないという答弁でした。

アメリカでは、バイデン政権の3月31日発表の米国雇用プランは、輸送網などに加え、国内産業強化、生活基盤向上に重点投資計画、全体を通じましてグリーン関連に注力しております。EV、電気自動車、グリーンエネルギー関連投資では5,500億ドルを発表し、温室効果ガス削減において国際社会問題解決のリーダーとなっております。

10月末のCOP26までに温室効果ガス削減計画が閣議決定されるのであれば、当市における2019年に策定しました第2次赤平市地球温暖化対策実行計画は6月の定例会での答弁よりもかなり踏み込んで進化した具体的な数値を設けて計画を策定している段階であらねばならぬと考えられるわけでございます。したがって、現時点における新たな計画の具体的な中身についてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市の2030年に向けた温室効果ガス削減対策計画についてでございますが、国では今年4月、令和12年度の削減目標値を基準年である平成25年度と比較して、当初の41%減から46%減へと変更いたしました。国においてはこの目標を目指すとしておりますが、一方では、これまでの目標を引き上げるもので決して容易なものではないと国の地球温暖化対策本部会議での発言もございます。

この国の目標変更に伴い、今年6月の定例市議会での一般質問では、当市においても庁舎や教育施設の電気使用量抑制や公用車へのハイブリッド車の導入促進、再生可能エネルギーへの取組を検討する考えをお示したところでございます。現在当市の削減目標を定めた第2次赤平市地球温暖化対策実行計画では、令和12年度の削減目標を41%と定めておりますが、今後の様々な動向に注視してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 私の質問の趣旨



は具体的な中身ということなので、具体的な中身には入っていないということによろしいのでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市といたしましても、地球環境を考えたときには温室効果ガスの削減は大きな課題であるというふうに認識しておりますけれども、まずは現状の計画が達成できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 6月からは全然進展がないので、計画については非常に厳しいだろうというふうな答弁なのですけれども、先日9月3日に、地球温暖化対策計画案だったのが、これが内閣が承認されたばかりなので、これに基づいてちょっとお聞きしますと、多分菅首相が前よりもすごく削減しなくてはならないので、苦しいと言ったのは、これは多分科学的知見に基づいたもので、2010年と比べて4割から7割削減というところがベースになっているのではないかと思います。実は、この温暖化計画に書いてあるのです。それがベースになっているのではないかと思います。それに基づいて、そしてこの温暖化計画にある基本方向の第1節というのがございまして、我が国の地球温暖化対策の目指す方向ということがございます。

それで、そこでちょっとお伺いしたいのですけれども、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は、同じような文言で決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づける持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であると。目標実現のために脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくというふうにあるので、私は決して後ろ向きではなくて、さらなる高みを目指しているのだというふうな認識があるのですけれども、そのところの市長の認識というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 国のほうの、今回経済産業省ですか、エネルギー基本計画の素案というものができた、その中でもたしか41%から46%になったと。その中でも、先ほど議員のご指摘にもございましたけれども、かなり達成には難しいものであると。7割というような数字も出ていたのかもしれませんが、本部会議での発言もあったのかなというふうに思っております。これにつきましても、原子力発電所についても従来の20から22%というのがそのまま、たしか前回の前の計画とそのままであったのかなというふうに思っております。ただ、再生可能エネルギーについては36から38%というふうに引き上げられておりますので、ただ温室効果ガスを多く排出する石炭の火力発電、これについてはたしか19%、20%までいっていなかったと思いますけれども、19%というふうになっているのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、政府としても41から46%というふうに引き上げてございますけれども、特に日本においては自然エネルギーの資源も豊富だというふうには思っておりますので、実現できないことではないのかなというふうに思いますけれども、なかなか現段階のところではいけませんとやはり厳しいのではないのかなというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 厳しい段階というのがありまして、1つは46%削減でありまして、その段階まではいろいろな科学的な知見によって何とかクリアできる方策があるのではないかということです。ただ、それから高みの部分に対しては非常にハードルが高いので、それこそ全世界的な協力が必要になるということなので、私は私の考えだと、この2つの部分に分けていくと46%削減に向けていくためにはどのような方策を立てるのかというのはやはり必要であると考えます。

それはあくまでも当市においては市長の決断ということになると思うので、これ以上は私追及してもらいが明かないのですけれども、1つお伺いします。

ゼロカーボンシティというふうなものがありまして、それこそ2050年のカーボンニュートラルで完璧にゼロだ、オフセットにするのだというのがあるって、2019年には日本の自治体僅か4だったのが2021年の7月には420自治体、人口にしますと1億1,000万人の方が、賛成しているかどうかは分からないのですけれども、あくまでも自治体が包含している人口なのです。そうすると、恐らく90%を超える日本国民というのは、好むと好まざるとにかかわらずこのカーボンニュートラルに取り組まざるを得ないというふうになると思うのですけれども、私は地球市民という視点からも非常に重要な問題があると思うのですけれども、そのところの数字と、当市は私は様子見であるというのをそのまま堅持するのかというところをお伺いして、第1問目を終わらせていただきます。お答えを願います。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 政府のほうでも46%というのは、計画が変更にはなりましたがけれども、専門家のお話にもございますとおり、かなり厳しいのではないのかなというふうに思っています。ゼロカーボンということであれば、今が原子力発電所の部分についても今後も20から22%というふうにはたしかになってははずですし、原子力発電所がCO<sub>2</sub>を出さないといえますか、発電においては出さないというふうに言われておりますけれども、ウラン鉱石を採掘するには、そこまではエネルギーを使いますので、ゼロではないということだというふうに思っております。ですので、またゼロというふうになりますと、ゼロカーボンということになりますと、再生可能エネルギーもさらに引き上げなければならないのではないのかなというふうに思っております。

ただ、赤平市といたしまして、ではどういった積極的なところに取り組んでいけるのかというところでございますけれども、やはり財源的なものもあるかというふうに思います。また、一般家庭等におけるカーボンニュートラルについての取組も必要になってくると思います。ここについては、先ほども申

上げましたけれども、基本的にはやはり国が主導して進めていくべきものではないのかなというふうに考えております。そのときには、やはり地方自治体としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 財源のお話ありがとうございましたので、それに関連しまして項目の2、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を利用した再生可能エネルギー導入についてということで、財源に関連している質問なので、今とある程度かみ合うかもしれません。環境省は、再生可能エネルギー導入などで地域単位で先行して電力消費に伴う温暖化ガス排出実質ゼロカーボンニュートラルを目指す自治体を支援する策を発表いたしました。2022年度予算の概算要求に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を盛り込み、初年度は200億円程度とし、20から40の自治体を対象に2030年まで継続支援をするところであります。

交付金による設備投資の2分の1から4分の3を賄い、温暖化ガス排出を2030年度までに2013年度比で46%、目標達成を後押しする策であると思われま。交付の措置の条件としましては、自治体が9年間の計画を作成し、太陽光など再生エネルギー設備の導入のほか、蓄電池や水素設備による再エネ活用建物の断熱改修などに一体的に取り組むことなどとなっております。この交付金制度の法制化というのでも検討しているという報道でございました。2030年度までには少なくとも100か所程度成功モデルをつくることを企図していることです。このように再生可能エネルギー、とりわけ中核をなす太陽光発電と蓄電池のセットシステムの設置の壁となっております財源にある程度のめどがついたわけでございます。

当市としましては、交付金を活用して前向きにカーボンニュートラル社会実現の一翼を担うように進取して積極的に取り組むべきであると思っておりますが、見解を伺いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用についてでございますが、環境省が地球温暖化対策を進めるため、令和4年度の概算要求に新規の交付金として200億円を盛り込むと発表がありました。国の大臣や地方自治体首長によって構成される国・地方脱炭素実現会議の資料によりますと、ご質問にありましたように、令和4年度は全国で20から40自治体を支援する方向で、令和12年度までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素先行地域を全国で100か所指定する方針のようであります。

この交付金を活用するためには、住宅街や団地から成る住生活エリア、市町村役場や商店街等から成るビジネス商業エリアなどを先行地域の範囲を定め、その範囲内で地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、電力消費に伴う二酸化炭素の排出については実質ゼロを実現することを目標にするもので、併せてそれらの実現の道筋を4年後である2025年度までに立てることが要件となっております。このようなことから、令和4年度の国の予算に組み込まれた場合でも、当市の現状を鑑みたとき、すぐに地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用することは難しいものと考えておりますが、今後の国の動向も注視してまいりたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 国の動向を注視する以前に、計画が立てられないのでは当然手を挙げることはできないと思うので、やむを得ないような答えだと思うのです。ただし、どのぐらい国が本気度があるか、すなわち地方の要求に応じて財源を確保できるか。それがないと財政力指数が弱い当市のようなところではなかなか前向きには進めないというのは、これは私も重々承知しているところであって、非常に痛しかゆしなのですけれども、

ただし、こういうふうなことがあったのです。令和4年度の地方財政措置におきまして各府庁への申

入れ概要というのが、7月7日において総務省は各府庁に対して概算要求に当たり留意または改善すべき事項について総務大臣及び総務副大臣の申入れを行うこととしたと。その中で個別事項としての新規としまして、地域脱炭素を実現するための取組の推進として、環境省だけではなく、内閣官房、復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国交省、環境省は当然なのですけれども、これを踏まえまして地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえて総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいということなので、私は地方財政において、計画におきましてはこの件については非常にお話の進展があつて、財源措置も確保できる確率が高いのではないかとと思われるのですが、もしこういうふうなものが各省庁に行き渡りまして予算がついたとなると、ぜひとも計画を進めないといけないと思うのですけれども、そのところを確認したいので、ご答弁お願いします。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 国の財源確保ということで今お話ございましたけれども、ただ財源確保というふうに国のほうで確保したとしても、100%では当然なものだというふうに予想はしております。当然そういうことになっていくというふうに思うのですけれども、ただその中で赤平市として負担していける規模のものになるのかといったところがまた重要になってくると思います。これはどこのまちにでも言えることだというふうに思うのですけれども、取り組んでいかないということには、当然議員おっしゃるとおり取り組んでいかなければいけないことではあると。それが世界の潮流でもあるというふうには私も認識しているつもりでございます。ただ、議員もお分かりだと思いますけれども、なかなか財源、財政的にも厳しい状況でございますので、そういったことも踏まえて慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 慎重に検討して、

今後新たな進展があったら、またただしていきたいと思えます。

次の問題に移らせていただきます。件名2、産業遺産の継承について、項目1、産業革命遺産の負の歴史についての考え方についてお伺いしたいと思います。世界遺産で有名な長崎の軍艦島について、ユネスコ、国連教育科学文化機関は、明治時代の産業革命遺産をめぐり、日本政府の対応に強い遺憾を表明する決議を採択したとの報道が7月にありました。決議に拘束力はないものの、日本が的確な対応を迫られる可能性があることを示唆しております。決議は、多くの朝鮮半島出身者などが意思に反して連行され、厳しい強制労働に従事したことの理解を助ける方策などを取るよう要求しました。国際社会が日本に対して、いわゆる産業遺産に関わる人道的な観点から、負の部分についての的確な説明を求めるものだと考えられます。

具体的な当市の事例について申し上げますと、赤平炭鉱、旧住友の名前なのですが、1945年6月末時点で労働者数を調べてみますと、坑内は内地人が312人、朝鮮労働者は1,056人、俘虜、捕虜のことです。71人、中国人229人、請負等を合わせますと1,978人となっております。また、坑外労働者数においては、朝鮮人は145名、中国人は16名、俘虜65名の計1,079名となって、合計しますと朝鮮人労働者数は1,209名で、総計3,057名のうち、およそ40%を占めたこととなります。

当時の企業関係文書を調べてみますと、1944年の6月22日に住友赤平炭約1,200名の朝鮮人労働者が契約の満期の取扱いをめぐり、労働ボイコット運動が契機となりまして暴動事件に発展し、負傷者が12名、うち特高警察、思想警察ですね、1名の重症者が出たマル秘扱いの文書が残っております。明治以来の産業遺産をめぐりましては、1010年の日韓併合で朝鮮半島を植民地化してから、移住、強制連行等により多数の朝鮮人の方が北海道内の炭鉱に暮らしていたのでございます。当時の朝鮮人の炭鉱労働者の生活環境等を調査した文献等をひもときますと、

やはり虐待や強制労働等のいわゆる負の歴史については国際社会に対して説明責任は免れないところであると考えます。

当市は、炭鉱遺産について建造物の保存や炭鉱のあったまちとしての民衆史や継承、保存をしていく立場ではございますが、同時にユネスコの求めるいわゆる強制労働に従事したことへの客観的な歴史も継承していかなければならない。国際的な責務を果たさなければならない立場であると思えます。そこで、現在当市の炭鉱の負の歴史に対する継承の方法とそれについての見解についてをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 赤平市の炭鉱につきましては、日中戦争以降、戦局の進展につれて炭鉱従業者の招集が次第に増え、さらに労働力の不足が叫ばれ始めたことから、その解消策といたしまして朝鮮人労働者などの外国人労働者を労務者として移入することにより労働力を補ってきたことが赤平市史などに記述されております。

今回のユネスコの決議につきまして、世界文化遺産であります明治日本の産業革命遺産における朝鮮労働者をめぐる説明が不十分であるなどを決議したものであります。当市といたしましても、炭鉱遺産を保存、継承している立場にございますことから、ユネスコの日本に対する努力目標を参照しながら、客観的及び公正、忠実な立場で政治的な中立性を確保し、現代を生きる人々と将来の人々へ伝えていくため、炭鉱における歴史の資料収集と保存の継続をしてみたいと思えます。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 負の歴史について語るのは、多分地元の方にとってはある意味では覆い隠したいという部分もあるのではないかと、そういう思いもあるのではないかとと思いますが、いい戦争は絶対あり得ないという歴史的な遺産でもございます。国際法上、人道に関する罪ということには時効はないということが定説となっておりますの

で、ぜひとも客観、公正、中立な立場で政治的な中立を確保しながら、戦争の記憶を風化させないという意味でもこういう歴史の在り方というものの資料編集に努めていただきたいと思います。

それに関連いたしまして、実はダークツーリズムという言葉がございまして、ダークというと暗いので、すごく印象が悪いかと思うのですが、金沢大学の准教授であります観光学者の井出明さんという方がどういうふうなことを提唱しているかという、地方にあるこういう産業遺産の負の部分をあえて公表することによって、政治的なメッセージは一切なしで、そこに来ていただいてそれを自分なりに解釈していただいて、従来とは異質の観光が期待できるということ述べております。特に明治以降の近代をじっくり考察するダークツーリズムのお客様というのは、この教授の研究によりますと長時間滞在する傾向にあり、担い手も比較的生活に余裕のあるインテリ層が多く、客単価は高いそうでございます。

そうしますと、そのために赤平市というのは日本遺産で炭鉄港でもございますから、当然炭鉄港というのは私の見解からいけばダークツーリズムの範疇に物すごく入ると思うので、そういう意味でも負の歴史についての現在展示する場所がないと思うのですが、あえて公開してみたらどうかと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 赤平市の炭鉱遺産ガイド、これにつきましては立坑やぐらなどを見学するために建設された施設ということもございまして、展示につきましては炭鉱で用いた道具類を主に行っているところでありますので、炭鉱の歴史の継承に係る展示につきましては、今言われましたダークツーリズムですか、その部分につきましては、例えば期間を設けて炭鉱の歴史に関するコーナーを設置するなど検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 非常に前向きで

ある答弁だと思うので、よろしく検証していただきます。ここにある重要文化財級のやぐらについても、有名になれば有名になるほど逆に国際的にも話題になるという点から私の質問関連づけられて考えられると思うので、その点もよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。件名3、新型コロナウイルスについて、項目1、新型コロナウイルスワクチン接種に関する差別についてただしたいと思います。新型コロナウイルス感染症拡大による経済的、社会的な深刻な問題の解決に向けたワクチンに対する国民の期待と要請は多大であることは非常に重要であると思います。しかし、職域接種のように集団接種が行われるにつれて、非接種者に対していわゆる同調圧力が講じることによって、いじめ、差別が発生することが大いに懸念されるところであります。報道によると、接種率が高まるにつれて非接種者を否定するワクチン差別をほうふつさせるような事態が起きたりしていると指摘されております。

ワクチンを打つ人と打たない人の間で溝が生じ、人それぞれの事情や価値観の違いが社会の分断を生じさせることは社会正義の観点から容認できるものではありません。日本弁護士連合会、日弁連は、2021年2月19日に新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言書を出しました。それによりますと、我が国においては1944年の予防接種法改正によって接種の強制はできないことになった。このことを基調といたしまして、新型インフルエンザ等特別措置法等の一部の改正をする法律案や予防接種法及び検疫法の一部を改正する法案に対する附帯決議においては、接種する、しないは国民自らの意思に委ねるものであることを周知することやワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ、職場、学校等における不利益等の扱いは決して許されるものでないことを広報等により周知徹底することなどの必要な対応を行うことが法制化されていることを認識しております。その上で、接種しないという判断をした者

に対する偏見、差別や不利益な扱いが絶対に許されないことを周知するとともに、偏見、差別防止等のためのガイドラインの策定や相談体制の整備など有効な施策の検討と実施が必要であることを主張しております。

当市においては、法令を遵守してお知らせ第4版等でワクチン差別をなくしましょうと市民をお願いしているところであります。現時点において日弁連の声明にある選択権、自己決定権に関わる問題や個人情報漏えい等の人権侵害に関する事案を把握されているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ワクチン差別に関する人権侵害等の事案についてでございますが、現在のところ市で相談を受けたり、把握している事案はございません。議員おっしゃるとおり、ワクチン接種を受ける、受けないでいじめや差別されることはあってはならないことであります。アレルギーなどの体質や持病など様々な理由によってワクチン接種をすることができない人や接種への不安、信念、価値観などで接種を望まない人もいらっしゃいます。ワクチン接種は決して強制されるものではなく、また接種の有無によって仕事をさせない、地域や職場、学校などの集会や行事参加させない、入店を拒否するなど差別的な扱いはあってはなりません。

赤平市といたしましても、周りの方に接種を強制したり接種を受けない人に差別的な扱いをしないよう、これまでもホームページや広報折り込みチラシ7月、8月、9月号で繰り返し周知してまいりましたが、今後も引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 非常に明確で分かりやすく、意思がはっきりとしていて、法を遵守するという立場なので、これからもまた第三次とか話も出ておりますので、堅持していただくようお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 次に行きますか。

○3番（鈴木明広君） はい。

○議長（竹村恵一君） では、ここで休憩を取りたいと思いますので、以降の質問は午後からお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 0時18分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を行います。

鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] それでは、午前中に引き続いて、また質問させていただきます。件名の4番は行政改革について、項目の1はRPAの拡充について質問させていただきます。本年3月の定例会で、一般質問において私は人間の代わりに業務をなしてくれる自動化ツール、RPAの実証実験の成果と今後の拡充方針についてただしたのですが、そのときの答弁では伝票30枚を通常の手作業でおおむね2時間の時間となるが、RPAを使用したところ印刷まで30分で終了した。また、拡充については、実証実験を受けて業務の選定と優先順位、個人情報等の取扱いの検討、シナリオの内製化のための技術的な支援をどのように行うかが課題であり、解決に向けて引き続き取り組んでいくという答弁がございました。

RPA学習コストは、現在徐々に低くなっているとのことでございます。したがって、RPA導入についての垣根は高くないのではないかと考えられます。質問からおおよそ半年が経過しましたが、現在庁舎内で行われているRPAを使用した新たな業務処理の実証実験ないし経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） RPA拡充についてでございますが、以前のご質問の際にご説明させていただきましたとおり、煩雑となりがちなパソコン作業をシナリオと呼ばれるルールに沿ってロボットが人間に

代わって行うもので、事務効率化の重要な手段として期待されております。国は、昨年12月に策定しました自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画におきまして、地方自治体はデジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとして、そのための重点取組事項の一つとしてRPAを取り上げているところであります。

当市におきましては、その費用対効果を中心に令和2年度に実証実験を行い、本年度は引き続き検証を行いつつ、担当職員の技能習得と並行して本格運用に着手しているところであります。本格運用の第1弾として現在シナリオ作成に取り組んでおりますのは、財務会計システムにおける市税の還付伝票の作成業務であります。この業務につきましては、RPAのプロジェクトチームが還付作業を行う担当職員から処理工程等をヒアリングしてシナリオを作成し、財務会計システムの検証用環境において検証を実施して、完成を目指しているところであります。シナリオ作成に当たっては、内製化のメリットであります業務の見直しに向けての気づきをはじめ、今後ほかの業務についても汎用性のあるシナリオとなるよう、時間をかけて調整を行っており、若干時間を要している状況であります。今後他の自治体でのRPA取組状況等を情報収集しつつ、さらなる業務の効率化に向けた手段の一つとして有効活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 本格運用の第1弾ということで、税金の還付だと思っておりますけれども、それについて今取り組んで、非常に難しい言葉がいっぱい出て、傍聴なさっている方は分かりにくい。内製化というのは、シナリオプログラムに当たるものを庁内で作成して、外注ではないということですね、まずそれ確認します。すみません、そういうことがちょっと分かりにくいので、説明。

ロボットを使うのであって、その技術開発という

のが非常に大切であるということは前にも質問したので、その辺進んでいるのかどうか、またお伺いしたいと思うのですが、この庁舎内におきましてITを使った部門というのは多分財務会計と、あとはいわゆる住基ネット、あとは情報の3本の柱なので、その中で将来的に標準化される自治体の各ネットがクラウド化されて一つにまとめられるので、今多分財務システムを中心として注力して、このRPA化を進めていると思うのですが、ただただいまの答弁をお聞きしたところ、なかなか実証実験は進んでいるようで進んでいない。何か一つの部分だけで、ほかの課には浸透していない模様であると思います。

業務の選定は非常に重要でございますけれども、導入をスムーズにするための方策について、専門家によればまず第1番目には導入推進の体制づくりであると、そのためにはICT活用に特化した専任の人材を2名の配置は必要であると思います。次に必要なのはRPAの技術研修の受講であり、少なくとも各課2名以上は受講が必要になると想定されます。RPA導入に関わった専門家の経験からは、実際のところ10名が受講すれば二、三人はRPAのツールが難しくて分からないと脱落してしまうそうです。反面、二、三名というのは、面白い、特にシナリオづくりが面白い。この二、三人を発掘し、各課で促進役を担ってもらうことが私はポイントになるのではないかと考えております。職員の中に興味を持ってもらう人をつくり、自分もやってみたいなど、そう思ってくれるようになれば、RPA導入の目的の半分を達したことになるという専門家の示唆に富んだ分析がございます。

専門の人材につきましては、経産省が管轄します情報推進処理機構が認定する国家資格であるITパスポート程度の資格は取得したほうがよいのではないかと思います。この資格は、決して専門家向けではなく、高卒程度でも取得可能であると言われております。この資格を有することにより、第四次産業革命時代、Society5.0社会において基礎的なIT知

識を習得できるので、職場等の現場において活用できる基礎的な技能を身につけることができます。しかしながら、RPAの作業工程であるシナリオを職員自ら作成できる内製レベルに引き上げることは、職員が仕事の合間に2足のわらじで対応する形式は極めて困難であると考えられます。RPAを作成したのはよいのですが、それをつくりっ放しで投げておくと不都合が生じるので、完成したRPAの性能を評価、管理、アップデートしなければならない業務が発生します。そういうことを勘案いたしますと、ますますもって専門家を配置する必要があると考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） RPAをはじめとする電算関連業務の職員体制につきましては、現在のところ専任の職員は配置せず、兼任により電算業務に当たっている状況ではございますが、年々業務に占める電算関連の割合や重要度も増しております。また、今月1日にデジタル庁が発足し、重点的に取り組む3つの柱の1番目に行政のデジタル化が掲げられております。具体的な動きとして、昨年閣議決定されましたデジタルガバメント実行計画において、自治体関連の各種施策について自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化された自治体DX推進計画が策定されたところであり、今後この計画にのっとり、自治体情報システムの標準化、共通化や行政手続のオンライン化を推進していかなければなりません。これらを着実に進めていくためには従来以上の取組が必要になると認識しているところであり、その方策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 デジタルガバメントは、最近多分通達が来たと思うのですが、非常にこれは難しい。これも、概念が難しくてデジタル・トランスフォーメーションとITの違いというものなかなか難しいので、ITを駆使したツールが今私が質問しているもので、これは効率化するこ

とであり、効率化することが目的ではなく最終的には行政をスリム化して円滑に方向を定めるのをデジタル分野を使って革命的なものにしたいというのがDXであるということだと思います。その中で今RPAについて、これはあくまでも私は手段であって、これを質問してしまうと、1回やった打ち上げ花火、ドンと上がって本格運用したけれども、やがてしぼんでしまっただけでは困るので、これを目的化しないで、あくまでも手段の一つとしてこれからも実行、検証、実験、さらに検証を進めて、さらなる進化を遂げていただけるように要望したいと思います。

それでは、次の質問に進みます。次は、項目の2番として機構改革についてお伺いします。私は、行政課題を各課横断的に捉え、効率的で迅速に実行でき、かつ市民にとって利便性の伴う組織に変えるという大きな方針転換のためには機構改革は必要であると思います。当市の現状を鑑みますと、人口減少が顕著であり、近未来における職員数の適正化と相まっていく問題でありますから、先送りの余地はないので、じっくりと議論を尽くし、納得感のある機構改革に導くというゆとりはないと思います。市長はもとより、行政改革推進室長は危機感を持って取り組まなくてはならない課題であると思います。現在庁内では機構改革検討委員会のようなものを設けているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 機構改革についてございますが、議員ご指摘のとおり、行政課題の解決や市民の利便性の向上、さらには業務の効率化の実現など、行財政改革の中心と位置づけられるものと考えております。現在の取組状況につきましては、行財政改革推進室での議論をするべく検討を進めているところでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 行財政改革の中心と位置づけられている割には、素案を作成しているところで立ち止まっているようにしか思えないの



ですけれども、この素案についてちょっとお聞きしたいのですけれども、以前には当市において抜本的な解決、機構改革に向けての素案というもの、たたき台になるようなものがございましたでしょうか、お伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 今たたき台というものがあつたのかどうかというご質問だったと思いますけれども、記憶の中ではないというふうに認識しております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 私がいろいろな方にお聞きしましたところ、そのようなものはあつたというふうな認識でございまして、その中身については結構抜本的なもので、課を統廃合してまとめていくと。非常に前向きであつて、従来の赤平の目先の改革で、例えば企画財政を分離したり、そういうふうなものではなく、将来を見据えたものであつたような気がするのです。それがある、なしは別にしましても、先ほどのRPAはツールの開発で効率化、この場合は機構改革というのはあくまでも私は首長、ここでは市長さんの意思決定がないと進まない。いわゆる人間のマターであると思います。すなわち、決定力がないとなかなか進まないであつて、これはトップダウンの問題であると感じます。これを断行するような意思はありますか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） トップダウンでというお話で、市長の意気込みについてというようなご質問だったというふうに思いますけれども、先ほどのご指摘の中に、職員数の適正化といいますか、課の統廃合等のお話もあつたかと思うのですけれども、例えば職員定数につきましては業務量に相対する適正な人員配置と捉えられると思うのですけれども、サービスを維持しながら、またコストの削減ということをするためにはウエートの高い人件費の対策が重要であるというふうに考えております。ただしかし、職場

の労働環境の悪化ですとか、マンパワーの必要な行政分野、そういった行政分野に配慮する必要もあるのではないのかなというふうに考えております。こういったことから、先ほど申し上げましたけれども、業務量に相対する適正な人員配置といったものの算定はなかなか数値でははかることのできない特殊性もございまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 石橋をたたいて渡る畠山市長ならではの答弁だと思いますけれども、私がちょっと発見した総務省の自治体戦略2040構想というのがあるので、どのような自治体に、20年先のことで長いと思われるかもしれませんが、そうではなくて、着地点としての構想でどういうことがあるかという、書いてあるのですけれども、現在の職員数の半分ぐらいで行う。PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップを用いる。自治体の役割というのは、プラットフォームになる、土台づくりになる。すなわち、今まで従来行われてきたサービスのプロバイダー、サービスを提供する市民の立場ではなくプロジェクトマネジャーになるのだと。そのために必要なのが行財政改革に恐らくつながると思います。

私は一連の質問で全て有機的に結びついている質問なので、現時点で行われていないということは、私以前人員の削減についても質問しましたがけれども、あれは10先を私は強調して言っていたのですけれども、まさに私は当たっていたのではないかと思います。人員の削減、10年後に85人ぐらいにしないと、一般職員ですよ、半分にするのは到底難しいと私は思うのです。だから、もう本格的に検証を始める時期ではなくて、動いていて、10年後にある程度の目標値を設けてやらないといけないと思うのですけれども、この厳しい構想、恐らく国というのは財政難でそういうふうな自治体運営しかできないだろうということもあるので、この考えについてお伺いしたいのですけれども、どう考える

か。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 議員のほうからの厳しいご指摘ございましたけれども、ある程度目標を持ってやっていかなければならないのではないかとといったところだったというふうに思います。確かに人口減少が進んでいるといった状況から、半分というのは確かに非常に厳しい職員数になるかというふうに思います。ただ、通常職員数の職員定数計画等を考えるとすれば、通常とはいいますか、ほかの自治体、これまでもこのように考えられていたと思うのですが、同じような規模の自治体、そこの職員が何人であるかというような類似団体との比較といったことがされるかというふうに思います。ただ、私は、類似団体の比較をやっても、果たしてその人数がふさわしいのかどうかと、赤平市と比べてその人数がふさわしいのかといった問題もあろうかというふうに思います。その地域、地域での特殊事情中にはあろうかというふうに思っております。

また、一番大事なところでいきますと、職員は長年にわたってその業務に携わってきております。ですので、今の職員の数というのに慣れているというところもあると思います。これは、自治体だけではなくて、民間の会社にも言えるというふうに思います。要するに職員の数の適正化を図っていかなければならないけれども、なかなかそこに至るには、先ほど市長のトップダウンでそういうところが大事ではないかというような厳しいご指摘ございましたけれども、なかなかトップダウンでやるというのも、例えばこれ行政改革だと思っておりますけれども、行政改革をやるということには大抵は総論賛成ということになるはずで、行政改革、これは進めていかなければならないことだというふうに多くの職員も含めて多くの方が賛同してくれると思います。総論は賛成になるのですけれども、ではその行政改革をいかに進めていくかといった個別具体的なことになりますと、各論になりますと、総論賛成ですけれども、各論はなかなか賛成とはならないという実態も中に

はございます。これも民間の会社にも言えるというふうに思っております。ですので、市長のトップダウン、やはりそういった姿勢が必要なのではないかとというご指摘だったと思うのですけれども、私はボトムアップで、新しいボトムアップというふうに表現したいと思うのですけれども、ボトムアップの中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 私は、この質問をするに当たりまして成功した自治体の事例というものを調べてみますと、ボトムアップというのは建前上いろいろな意見を集めて、なぜかというのは役所内ではこの課に適する人材はどういう人で、後でこういう人を育てていこうということが分かっているので、いろいろな駆け引きというものがあって、各論になるとなかなかまとまらないというのは僕知っているのですが、その意見は聞いた上だけれども、最終的には首長さんがトップダウンでどんとこれできましようといつてまとまっているのが多いと思います。私の感想。

畠山新スタイルのボトムアップというのは、私はあまりよく想像できないけれども、求められているのは、多分あなたが市長になってから求められているのは畠山色とは何だということだと思っておりますよ、市民でよく言われるのは、そういう力強いものを指し示して、役所内でこういう改革をやっている。行財政改革というのは、究極のところ、詰まるところ市民のための改革であって、市民の利益になる、市民の利益を守るために役所がこういうふうに推進して、私が旗振り役となって、抵抗勢力を押しつけてでもこの改革を成し遂げるのだという姿勢を示さないと満足しないと思うのです。それこそが私はあなたに求められていることだと解釈しております。こういうことを踏まえて、また行政改革もシリーズで質問していきたいのでよろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。件名の5、当市における学力増進について、ちょっと質問が長い

のですけれども、お聞きください。すみません。小学校から中学校に進学しますと、生徒が中1ギャップの影響で新しい学習環境や生活、人間関係になじめないまま過ごしてしまいますと生徒間の人間関係に問題を来したりして不登校の要因になったりすると言われております。教育業界で食べるために、糊口というのですけれども、しのいできました私にとっては、経験上中学校全体でのトラブルの原因は教科担任制と学業の不振、人間関係の3つです。

この中で学業の不振については、小田原短期大学特認講師の鈴木氏は、中学校への入学で突然起こるものではなく、小学校の段階から少しずつ傾向が見られるものですと。文部科学省による調査でも、不登校の要因のうち学業の不振が原因とされるものは、小学校で約14%だったものが中学校では約21%に増えています。このきっかけは、小学校2年の掛け算、九九であることが多いそうです。九九の習得が十分でないことから、その後の算数の理解の質が下がります。そういったことの積み重ねが学習の意欲を下げ、結果的に学習不振に起因する不登校にまでつながってしまうことがあると分析しております。私は、この意見に至極共感するところであります。これを放置することにより、不登校等のトラブルが惹起されることを強く懸念いたします。

実際文部科学省が平成29年10月に発表しました児童生徒の問題行動、不登校生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、小学校では0.48%、中学校では3.01%の子供が不登校になっております。不登校児童生徒数の推移を見ると、中学校3年の全生徒数に対し1.04%の5万4,177人、10年後には平成13年、2.8%のおよそ11万2,000人まで増加し、平成23年には2.64%、そして28年には3.01%に当たる約10万3,000人と不登校の生徒の割合は平成3年以来過去最高となっております。令和元年調査では、小学校が5万3,350人、中学校が約12万7,900人、学年が上がるごとに人数が増え、中3は約4万8,000人となっております。全体の児童生徒に占める割合では小学校で0.8%、中学校では3.9と増加の一途をたどっ

ております。

私の仕事の経験から、保護者と相談して感じますのは、当市について学童初期から基礎学力において段階的に習得漏れが累積されることです。特に成績が中位から下位に属する児童は、小学校低学年から九九や四則の計算力、国語の漢字、慣用句、ことわざ、音読、さらに自分の考えを表現する作文力が都市部の同レベルの学童と比較するとかなり低迷し、深刻感が否めません。

私は、今まで繰り返し学力向上のために、特に高校受験のために公設塾の拡充を質問してまいりましたが、ここでは小学校を対象とする公設塾の拡充しか私はこの問題解決するには方法がないと思いません。公設塾の時間数を増やして、100分計算や国語の漢字、音読、作文等の基礎を丹念に地道に指導することが当市の学力レベルの増進につながると思いますが、考えを伺いたいと思えます。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 本年3月議会における鈴木議員の一般質問の答弁でもお答えさせていただきましたが、学校教育においては全ての児童生徒が学ぶことができる学習指導要領に基づく学校での授業理解が最重要であると考えており、そのために学びの充実を支える要として授業改善及び家庭学習の改善が重要と考えております。現在赤平市が実施している総合戦略施策事業である小学生対象の公設塾、子ども塾は、中学生対象の公設学習塾同様、費用負担の理由で塾に通えない子供たちを含む自ら学ぶ子供たちを支えるために開始をいたしました。市内において塾を開設している3名に講師を依頼し、茂尻、豊里、文京の3つの児童館、児童センターにおいて週1回開設しており、中学生対象の公設学習塾と比較すると、より家庭学習の補完的な要素が強い内容となっておりますが、教科書に準拠したドリルを中心に学習し、学力向上、学習支援の面において一定程度の効果があると考えております。また、令和4年度から3小学校の学校統合に伴い、統合小学校内に学童保育スペースがあることから、児童館の再編

など放課後児童を取り巻く環境も変化する予定であり、現在実施している子ども塾は詳細は決まっておりますが、放課後児童対策の一つのメニューとして、実施方法等変更しながら家庭学習の補完的な役割を継続されるものと考えております。

よって、議員ご提案の小学生を対象とする公設塾の拡充につきましては、現在家庭学習の補完的な役割として実施されている子ども塾が継続される予定となっておりますことから、中学生対象の公設学習塾のように学力向上、学力定着を目的とした民間事業者による事業実施は現時点では考えておりません。繰り返しになりますが、市教委といたしましては学習指導要領に基づく学校での授業理解のため、学校における授業改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕あくまで補完的な、家庭学習を補完するという立場で行っているということを堅持なさる。それ以上はなかなか進めないということで、時間もないのですけれども、もう少し、基礎学力がないと中学校に行っていくけなくなって非常に苦しくなる生徒をいろいろ見てきたので、そこを改善していただくためにももう一度お考えいただきたいと思います。

以上で私の質問は全て終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午後 1時32分 休憩）

（午後 1時40分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、有害鳥獣について、2スマート農業について、議席番号2番、東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕議席番号2番、民主クラブ、東成一、通告に従いまして質問いたします。答弁よろしくをお願いします。

早速質問に入ります。件名の1、有害鳥獣について、項目の1、ヒグマの出没対策について伺います。有害鳥獣の中でも最も危険と言われているヒグマの道内の生息数は、ここ30年で倍増していると言われております。本年度のヒグマによる死傷者数は11名となっており、過去最多であります。目撃情報は、中空知、北空知地区で前年の2割増となっており、市内においては前年30件ほどだったのが本年は既に40件を超える目撃情報が寄せられています。かつては生息していないと思われていた地域にも目撃情報が寄せられています。徐々に住宅地域まで行動範囲が広がっています。生息个体数が増えたことによる行動範囲の拡大が要因と考えられます。本年は、札幌市の市街地に出没し、歩道を歩いていた市民が襲われる様子をテレビ報道されたのは、記憶に新しいかと思えます。

赤平市内においても人身事故がいつ起こるか分かりません。市民が安心して散歩やジョギング等できるように対策を行う必要があると考えます。毎年出没数の増加が予想されます。今までの対策に加え、さらに対策を強化する必要があると考えます。市内における箱わなの設置状況、ヒグマの捕獲数、今後の対策強化について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ヒグマの出没対策についてでございますが、近年全道各地でヒグマによる人身事故や農業被害、家畜被害と多数発生しており、毎日のようにテレビや新聞等で報道がなされ、熊の出没数の多さに各市町村は熊の対応に大変苦慮しているところであります。当市においても今年の4月15日の熊の目撃から始まり、令和2年度は30件だったのが令和3年度においては9月3日現在で既に41件となっており、この2か年で過去になく多く、山沿いから川沿い、市街地と広範囲に出没しているところであります。

当市といたしましては、出没情報の下、北海道猟友会滝川支部赤平部会と共に現地での痕跡を確認したり、町内会や役所内の関係部署、またホームペー

ジとラインにて周知し、注意看板の設置や赤歌警察署と連携を図り、周辺パトロールや広報活動による注意喚起を行ってまいりました。7月に入り、連日のように熊出没情報の件数が多く発生したことから、北海道猟友会滝川支部赤平部会と協議を行い、箱わなの設置をしたところであります。これまで箱わなによる駆除で1頭、巡回による駆除で親子2頭とその他3頭の合計6頭を駆除したところであります。そのうち1頭の体長が1メートル30センチでしたが、目撃情報が多数寄せられている体長約1メートルの熊なのかは分かっておりません。

8月上旬に北海道猟友会滝川支部赤平部会と赤歌警察署、赤平市との3者による協議を行った結果、今後の対策強化については引き続き箱わなの設置と目撃箇所付近や山間部でのパトロールを強化することに決まり、現在取り組んでいるところであります。また、市民に対しては広報9月号にて7月までの熊出没箇所と目撃件数や注意喚起を周知したところであります。今後におきましても北海道猟友会滝川支部赤平部会及び赤歌警察署と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 答弁で目撃箇所付近や山間部でのパトロールの強化と箱わなの設置に取り組んでいるという答弁がありましたので、理解いたしました。市街地付近に目撃情報があった場合には人的被害が起きる前に迅速な対応が求められますので、関係する猟友会や赤歌警察署等と連携を図り、迅速な対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。項目2、アライグマの駆除について伺います。外来生物法に基づく駆除対象となっているアライグマは、近年農業被害、生態系被害、生活環境被害等を及ぼしています。北海道では平成7年度では僅かしか生息していなかったが、平成27年度では全179市町村の中で147市町村とほぼ全域に拡大しております。現在ではさらに拡大しており、生息数においても増加傾向にあると推測されまゝす。アライグマは夜行性で、昼間はほとんど見かけ

ることはありませんが、随所に足跡が発見されています。市街地の家庭菜園でも発見されていることから、生活環境への被害が懸念されます。市内においてのアライグマの捕獲は、許可を受けた農業者や市民の方により箱わなで捕獲する方法で行っております。捕獲数を増やすには資格保有者の確保と箱わなの設置数を増やすことが有効な手段と考えられます。近隣の市町では捕獲数が毎年増加していると聞いております。そこで、赤平市における捕獲状況と資格保有者の状況はどうなっているのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） アライグマの駆除についてでございますが、アライグマの生息数が年々増え続けており、捕獲については大変苦慮しているところがあります。アライグマの生態は、河川や湿地といった水気の多いところを好み、1年に約4頭を出産するなど繁殖力も強いいため、捕獲しても一向に減らない状況であります。現在ではほぼ道内全域でアライグマが目撃され、その影響として平成5年度に初めて農業被害が報告されて以降被害額が高水準で推移し、令和2年度には全道で約1億2,000万円の多大な被害をもたらしております。

当市におけるアライグマの捕獲状況は、平成15年度に初めて1頭が捕獲され、令和元年度121頭、令和2年度208頭、令和3年度は8月29日現在で113頭となっております。また、資格保有者は、令和元年度125人、令和2年度127人、令和3年度は8月29日現在で137人と年々増えてきているところがあります。ここ数年家庭菜園の被害が発生していることから、農業者以外の一般の方も資格取得をされてきており、資格保有者の増加と併せ、捕獲数が増えてきている要因であるとも考えております。今後も資格保有者の確保や箱わなの有効な設置方法などの周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 ありがとうございます。アライグマの増え続けている要因は、何とい

っても繁殖力が強いということだと考えられます。近隣の市では資格保有者が増えたことにより捕獲数も増加したとの事例も聞いております。赤平市においても資格保有者が増えておりますので、捕獲数が増加するのではないかと予測されます。今後も捕獲者の確保等の駆除対策を継続していただきたい。このことをお願いして、次の質問に移ります。

項目の3、エゾシカの駆除について伺います。北海道の試算報告によると、エゾシカの生息数は生息数と捕獲数との関係から勘案すると増加傾向ではないとの試算報告はあるものの、当市の農村地区はもとより、市街地に鹿の出没が見られる状況であります。市内においても農業被害や車との衝突事故等が発生しております。市内での農業被害は、被害額の算定が困難ということもあり、被害額としては少ない状況となっております。交通事故については、道内では平成29年から増加傾向にあり、10月に多発する傾向があります。中空知管内では4年連続で発生件数が最多記録を更新しており、昨年の10月が59件と最も多く発生しております。赤歌警察署管内では、今年現在まで7件の鹿が関係する交通事故が発生しております。

過去の質問での答弁で、浦臼町の加工施設に捕獲したエゾシカを持ち込むには一定の講習受講の必要があるということで、猟友会の会員の方の7割が受講され、持込みの資格を有したとの答弁がありましたが、その後のエゾシカの加工施設の持込み状況と捕獲数等の状況を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エゾシカの駆除についてでございますが、近年のエゾシカの急増は、農林業被害や交通事故の増加など人間社会への影響やエゾシカが持つ高い繁殖力と生息環境の変化により、現在は急速に分布域を拡大しながら生息数を増やしております。当市の農業被害については、水稻が主なことから被害の算定や報告数が少ない状況であります。作付したばかりの苗の食害などのお話をお聞きすることもあり、国の補助事業により平成23年度か

ら平成25年度の3か年で電気柵約47キロメートルを設置により被害の防止を図り、さらには北海道猟友会滝川支部赤平部会による有害鳥獣駆除を行っているところであります。また、春先の農地以外でも市街地や公道でも鹿の群れを目撃することも多く、特に日の出と日没前後が活動のピークで、特に10月から11月にエゾシカの繁殖期で動きが活発になることから、事故の発生率が高いと言われております。

このような状況の中、令和元年10月にエゾシカをジビエとして有効活用できる施設として浦臼町に処理加工センターが設置されたところであります。議員からのご質問の加工施設への持込みと捕獲数等の状況でございますが、現在は北海道猟友会滝川支部赤平部会では会員17名で、13名が加工施設へ搬入登録され、搬入頭数が令和2年度4頭、令和3年度は現時点でゼロとなっております。また、有害鳥獣駆除による捕獲数については、令和2年度37頭、令和3年度についてはまだ駆除期間中のため、捕獲実績を集計していない状況であります。今後につきましても、北海道猟友会滝川支部赤平部会と連携を図りながら、ジビエとしての有効活用や有害鳥獣駆除に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君） [登壇] エゾシカのみならず、有害鳥獣全般において今後も苦情対策、安全対策についてより有効な対策を考えていかなければならないと考えますので、関係者や関係機関等への連携を強化し、効果が現れる対策をお願いいたします。

次の質問に移ります。件名2、スマート農業について、項目1、ドローン等の導入、資格取得に伴う費用の助成について伺います。赤平市の基幹産業である農業は、米の生産出荷数が80%を超え、ほとんどが稲作となっております。農家戸数については、平成11年度では215戸あったのが今では3分の1以下となっており、このまま後継者不足が続き、高齢化が進むと将来の農業は衰退の一途をたどることになり、やがて離農者が続出すると懸念しております。さて、最近の農業においては、スマート農業と言わ

れる分野がここ数年で急激に進歩しております。スマート農業の中で赤平市の耕地事情に適するものとして、ドローンや水田の水管理をスマートフォンで操作できる自動水栓装置については既に購入した農業者もあり、今後においても需要があると予測されます。ドローンや自動水栓装置の助成については、全額補助というまちもあります。農家1戸当たりの耕地面積が増加し、後継者不足、高齢化により農作業への負担が大きくなっています。そのことを補うために、赤平市の耕地事情に適したドローンや自動水栓装置がありますが、これらの導入、資格取得に係る費用の一部助成に農業後継者サポート担い手事業等を活用し、一部の助成を検討していただきたいと考えますが、市長の考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ドローン等の導入、資格取得に伴う費用の助成についてでございますが、赤平市の農業は水稻が主体であり、売れる米作りを掲げ、安心して安全な減農薬の米作りなど、低たんぱく、高品質米の向上を目標に取り組んでいるところであります。

しかし、農業従事者の平均年齢は約65歳と高齢化が進み、ここ最近では離農される農業者が増えてきており、農家戸数も減少傾向にあります。今後は農地の遊休地化が心配されているところであり、将来的には農業者1戸当たりの面積が膨らんでいくことが考えられ、農家の高齢化や人口減少、労働力不足等の深刻な課題と懸念されております。このような状況の中、最近では農作業の省力化、効率化を図るための手段としてスマート農業への取組が注目されており、当市においてもたきかわ農業協同組合とホクレンの協力の下、研修会の開催や現地でのドローンのデモ、今年においては農業者の水田におけるスマートフォン等で遠隔操作が可能な自動給水栓の実証実験などには取り組んできたところであります。

議員ご指摘にありました農業後継者担い手サポート事業補助金でございますが、市単独事業であり、スマートフォンによる自動給水栓やドローンの活用

などのスマート農業については機器も高額であり、対象事業に加えたとしても国の補助がないことから、十分な補助事業にはならないのではないかと考えております。このようなことから、国の補助メニュー等の動向も見ながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 先日、JAから米の受入れ価格の概算金が提示されました。昨年より大幅な下落となっております。高齢化や後継者不足に加え、今年の米価の下落により、農業経営者にとっては大変厳しい状況にあります。今後農業については、スマート農業がますます進んでくると思われます。国の補助制度の動向を見ながら、農業者の支援も今後の課題として進めていただきたい。このことを要望して、私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時03分 休憩）

（午後 2時04分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、障がい者福祉について、2、脱炭素社会の実現に向けて、3、SDGs（持続可能な開発目標）について、議席番号8番、五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕 議席番号8番、五十嵐美知、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。今日の質問者最後になりました。お答えのほどよろしくお願いいたします。

件名の1、障がい者福祉について、項目1、視覚障がい者への自立支援について、要旨1でございますが、当市には令和2年度において視覚障がいのある方は58人おります。今回市内で生活する視覚障がいの青年からご意見をいただき、障がい者への自立支援について質問させていただきます。

ご意見の内容に信号を渡れない等がございまして、この機会に市内の信号機と手押し信号機を見て歩きましたが、障がい者用の手押し信号機においては点字のほかに障がい者用を示すつえの絵がついていましたが、青信号になってもそのことを知らせる音声流れず、視覚障がいの方には渡ることができない状況にありました。唯一青信号を知らせる音声流れる駅前信号機においては、四つ角のうち1か所は点字ブロックがない状況にありました。

国が平成28年4月に定めました障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律では、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合える共生社会を実現するためには、障がいのある人が社会参加する障壁、これは差別なのですけれども、それに合理的な配慮が求められております。社会的障壁の一つとして、通行と利用しにくい施設や設備などが挙げられておりますが、まさにこのことは自立的生活を送る上で大きな社会的障壁ではないかと思いますが、当市の対応の考えについて伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 視覚障がい者への自立生活支援についてでございますが、議員のご指摘の信号機は高齢者等感応式信号機でございまして、青信号が通常より長い時間持続する機能を備えた信号機ではありますが、音響式となっていないため、視覚障がい者の方で障がいの程度によっては利用することが難しい信号機となっております。音響式信号機は、バリアフリー法制定以来、視覚に障がいがある方たちの安全をより一層確保するため、警視庁、北海道警察が整備を進めてきているものであります。このようなことから、視覚障がい者の方への利便性や安全性を向上させるため、関係部署と協議し、所轄である赤歌警察署を通じ、設置に向け要望してまいります。また、唯一音響式信号機が設置されている赤平駅前広場と道道赤平奈井江線の交差点において点字ブロックが設置されていない箇所につきましても、設置に向け、道路管理者である北海道と協議してまいります。

市内において視覚障がい者にかかわらず、何らかの社会的障壁により日常生活が制限されている障がい者の方が多数おられると思います。これらの社会的障壁を解消すべく、福祉関係部局のみならず、他の関係機関とも連携し、対応してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えでは、視覚障がい者への配慮として音響式信号機はバリアフリー法制定以来、視覚に障がいがある方たちの安全をより一層確保するために警視庁や北海道警察が整備を進めているとして、こうした状況を踏まえ、当市の視覚障がい者の利便性や安全性を向上させるために、関係部署と協議して所管の赤歌警察署を通じ、音響式信号機の設置に向け要望していただけるということに併せて、駅前の音響式信号機付近の点字ブロックの1か所ないところにつきましても設置に向けて道路管理者の北海道と協議していくとの答えでありましたので、視覚に障がいのある方の安全と安心して生活ができるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、社会的障壁の解消に向けて、福祉関係部局のみならず、ほかの関係機関とも連携して対応していくとの答えは大変前向きな答えと受け止めさせていただきますけれども、途中経過につきましてもしっかり連携をして取り組んでいただきたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

要旨2になります。視覚障がい者の外出や移動等をサポートする同行援護のサービスにつきましては、このサービスの内容には3点の要件があります。1点目に、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的障がいの支援として、代筆と代読も含まれております。2点目には、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護。3点目として、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要とする援助がございまして。当市においては、こうした同行援護サービスは現在どのような状況にあるのか



伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 同行援護のサービスについてでございますが、同行援護サービスを行うためには同行援護従事者養成研修の修了者や居宅介護従事者の要件を満たし、1年以上の視覚障がい者に関する実務経験等の資格要件が必要であり、介護福祉士やヘルパー自体が不足している現状では、市内で同行援護サービスを提供できる事業所は残念ながらございません。現在まで同行援護サービスに関するご相談はございませんが、利用申請等があった際には市外の事業所に頼るしかない状況であります。しかし、近隣において対応できる事業所は滝川市で2か所、芦別市及び砂川市でそれぞれ1か所であり、またいずれの事業所もヘルパーが不足していることから、利用指定日時に利用できるかどうか分からないのが現状であります。

現在新型コロナウイルス感染症の拡大により、ヘルパーの養成講座が行えておりませんが、まずはヘルパーの養成を継続して行い、障がいを持つ方が安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの提供を可能な限り市内の事業所で行えるように整備していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えでは、当市で同行援護サービスのできる事業所はないということと利用申請などがあった際は市外の事業所に頼るしかないとお答えと同時に、併せて現在は同行援護サービスに関する相談はないということでしたけれども、関係する市民の方はこうしたサービスが当市で受けられないことに諦めもあるのではないかと私は思っております。また、お答えの中にありましたけれども、同行援護サービスを行うには同行援護従事者養成研修の修了者や居宅介護従事者の要件を満たし、1年以上の視覚障がい者に関する実務経験等の資格要件が必要、併せて介護福祉士やヘルパー自体不足しているのが現状だと。そして、養成

講座も現在は新型コロナウイルス感染症拡大によって実施できない状況にあるとしながらも、まずはヘルパーの養成を継続して行って、そして障がいを持つ方が安心して生活ができるように障がい福祉サービスの提供を可能な限り市内の事業所で行えるように整備していくというお考え示されましたので、一定の理解をいたしましたので、この点しっかり今後取り組んでいていただきたいと思います。

項目の2、聴覚障がい者への配慮と支援について、要旨1の赤平市思いやりあふれる手話言語条例を制定した赤平市においては、令和2年度の時点で114人の聴覚障がい者の方がおります。現在市役所庁内には年度ごとに採用となる会計年度任用職員に手話通訳のできる方が職員としておりますので、聴覚障がい者の方々には安心してきているという状況であると思います。しかし、通訳者としての配置ではない状況であり、会計年度の職員ということもありますので、今後この職員の退職等の状況も考えられますことから、その場合の聴覚障がい者への配慮が必要だと思います。どのような対処をお考えになるのか、その支援などについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 聴覚障がい者への配慮と支援についてでございますが、本年8月31日現在、当市におきましては聴覚障がい者は110名であり、これは聴覚障がいに伴う身体障がい者手帳所持者の人数であります。このうち手話を必要とする方が何名いるのかは把握できておりませんが、現在市役所窓口において手話通訳をすることができる当該職員が手話で対応している方は5名ほどで、令和2年度の実績としまして窓口対応が17件、派遣事業が36件となっております。

ご質問の当該職員が退職された場合の対応といたしましては、現在当市の手話奉仕員の登録者の中で手話通訳を行える方が4名ほどおりますことから、手話を必要な方から事前にファクスやメール等で連絡をいただき、手話奉仕員の派遣申請を受け付け、

手話奉仕員の派遣を行う手話奉仕員派遣事業や遠隔手話サービスを活用してまいりたいと考えております。また、手話通訳者に関しましては、現在1名の方が今年度中の手話通訳者の資格取得を目指し、手話通訳者養成講座を受講中であり、今後も手話通訳者の養成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えの中では110名の聴覚障がい者の中で手話を必要とする方が何名いるのかは把握できていないということでしたけれども、関係者の中には筆談の方もいると私は聞いております。手話通訳は、聴覚障がい者の中で通訳を望む方はコミュニケーション取れることで必要とされているわけです。現在市役所の窓口において、お答えでは手話通訳で対応している方は5名ほどと、そして令和2年度の窓口対応の実績として17件、そして派遣事業としては36件と今示されました。

当市の手話奉仕員の登録者は4名で、手話通訳を行っていただいていると同時に、現在1名の方が今年度中の手話通訳者の資格取得を目指していると、そして養成講座を受講中とございましたけれども、手話通訳の資格の取得はとてもハードルが高いようです、聞いています。それで、取得できるまで窓口業務に支障のないように配慮していただきたいと思います。これで件名1の障がい者福祉について質問は終わりますけれども、当市において誰一人取り残さないように取り組んでいただきたいと思いますので、この点よろしくお願いたします。

件名2、脱炭素社会の実現に向けて、項目1の森林の循環と木材の利用促進について、要旨1でございますけれども、脱炭素社会の実現に向けて森林の循環を進めるため、木材の積極的な利用を促す改正公共建築物等木材利用促進法がさきの通常国会で成立し、本年10月1日より施行されます。改正法では法律の目的に脱炭素社会の実現への貢献が明記されており、樹齢の若い木はより多くの二酸化炭素を吸収します。木材利用を促進し、伐採と造林の安定的

な循環につなげることで森林の二酸化炭素吸収作用を高める狙いがあると認識しております。当市も一つの自治体として、担当職員は森林資源管理にご奮闘され、取り組まれてきましたことはよく理解はしておりますが、森林資源の循環利用を今後はより一層進めることが必要不可欠だと思います。そこで、これまでの取組と併せて、今後どのように進めていかれるか、その具体についてお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 森林の循環と木材の利用促進についてでございますが、近年地球温暖化が進み、台風や大雨による河川の氾濫や土砂崩れなど、全国各地で多くの災害が発生しているところであります。地球温暖化の大きな要因としては、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが排出され、大気中の濃度を増やすことで気温が上昇すると言われております。このような状況もあり、平成22年10月1日に施行された公共建築物等木材利用促進法の法律が一部改正され、脱炭素社会の実現へと木材利用の促進を図り、公共施設だけではなく民間建築物の利用も拡大し、伐採と造林の安定的な循環をつなげることで森林の二酸化炭素の吸収作用を高める狙いを目的として法律に盛り込まれたところであります。

当市の総面積は1万2,988ヘクタールで、森林面積約9,474ヘクタールと総面積の73%を占めており、豊富な自然に恵まれた地域であります。森林資源の循環利用につきましては、赤平市森林整備計画に基づき、伐採事業等の展開と立木の売払いを行っているところであります。戦後以降に植栽されたものうち約39%が伐採する時期を迎えていることから、伐採、植栽、保育、間伐といった森林整備を適切に行っているところであります。

また、木材の利用についてでございますが、赤平中学校や現在建設中の統合小学校において道産材を使用しております。このたび国による法律の一部が改正されたところであり、当市といたしましても引き続き森林が持つ多面的機能が発揮できるように、

赤平市森林整備計画に基づき適切に進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えで、当市の総面積1万2,988ヘクタールのうち、森林面積は約9,474ヘクタールと総面積の73%を占めていることは、当市にとっては森林は財産と思います。また、赤平市森林整備計画に基づいて植栽、保育、間伐等の森林整備と資源の循環利用を進めていることに併せて、木材利用の促進についても赤平中学校や現在の統合小学校建設に当たり、一部の部材に道産材が使用されている取組は理解いたしました。

また、お答えの中に森林の持つ二酸化炭素の吸収作用の機能を含め、多面的機能が発揮できるように赤平市森林整備計画に基づいて適切に進めていくとございましたが、戦後以降に植栽されたもののうち約39%が伐採する時期を迎えているということでありまして、伐採、植栽、保育、間伐といった森林整備を適切に行っているとございますが、森林再生のメリットの一つとしては、土砂災害を防止できるといった観点から樹木の一部を伐採して、残った木の成長を促す間伐を積極的に手がけることで災害に強い山をつくることができると言われておりますので、この点も併せて取組の強化に努めていただきたいと思いますと申し添えておきます。よろしく願いいたします。

次に、要旨2、改正法に木材利用促進の日、木材利用促進月間の制定があります。漢字の木という字は漢数字の十と八に分解できることにちなむそうですけれども、10月8日を木材利用促進の日、10月を木材利用促進月間として法定化しております。国等は、普及啓発の取組を行うとされておりますが、当市としてこの日をどのように活用されるか、また月間の取組をいかに考えるか伺っておきたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 森林の循環と木材の利用促進についてでございますが、先ほども述べました公共

建築物等木材利用促進法の法律が一部改正されたところであり、新たに木材利用促進の日、木材利用促進月間が制定され、国民の間に広く木材の利用促進について関心と理解を深めるため、10月8日を木材利用促進の日、10月を木材利用促進月間として法定化し、普及啓発の取組を行っていくこととされております。

議員からのご質問であります当市としてこの日をどのように活用されるか、また月間の取組をいかに考えるかについて、今のところ国や道からの通達等もなく、国の具体的な取組も示されておきませんが、当市としては市民に対し、広報6月号にて森林の役割と整備について周知させていただいたところであります。今後内容等が分かり次第、国や道と連携を図り、ネットワークを駆使して検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕 お答えでは、今のところ国や道から何の具体的な取組も示されていない。そして、今後内容が分かり次第国や道と連携を図り、ネットワークを駆使して検討していくとされましたけれども、私は今から当市としての準備はしておくべきだと思います。そういう意味で、木材の利用促進の日と利用促進月間の取組については、当市の子供たちから大人の市民を対象にして意見を広く集めていくのもよいのではないかと思います。この点さらにどのように考えるか伺っておきたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 繰り返しになりますけれども、今のところ国や道からの通達もなく、国の具体的な取組も示されておきませんが、今後内容等が分かり次第、議員が言われました市民の意見も参考に国や道と連携を図り、検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕 利用促進の日と月間についての考え方としては、何を市民が望む

のか、多くの市民の皆さんに今回このことを通して山や森林に興味を持ってもらう一つのきっかけになると思いますので、よろしく取り組んでいただけることをお願いいたします。

件名3、SDGs、持続可能な開発目標について、項目の1、第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策の推進について伺います。SDGs、持続可能な開発目標についてはこれまでも質問させていただいた経緯もありますが、第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に盛り込まれており、2030年目標に赤平市のあるべき姿をいかに構築するのかが問われているものと思います。その上で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2015年9月の国連サミットにおいて、SDGsは17のゴールと169のターゲットから構築されています。地球上の誰一人取り残さないことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとなっております。そこで、要旨1のSDGsの達成目標、2030年に向けて第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略にSDGsの理念は盛り込まれておりますが、市民との連携や理解をどのように考え、2030年における赤平市のあるべき姿を示していけるのか。また、持続可能な地域社会をいかにして構築するのかなどは、市民が主体者と思います。

まず初めに、第4章の施策の展開の基本目標、1から4までございますけれども、それぞれのSDGsをどのように展開されようとしているのか、まずはお考えを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 第2期の赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略におけるSDGsの推進についてでございますが、まず初めに基本目標1の地元産業の強みを生かした雇用確保と地域産業の振興につきましては、SDGsの基本目標8、生きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、17、パートナーシップで目標を達成しようとして関連づけしております。こちらにつきましては、当市には

仕事があるという強みを最大限に生かし、官民一体となって企業PRや人材確保に努めることにより、安定的な企業体制づくりや移住、定住を促進してまいります。また、地域商業の活性化や農業の振興を図り、当市の持続可能な地域社会の確立を目指してまいります。具体的な施策としましては、各種雇用対策事業や起業支援、店舗の魅力向上支援、農業担い手サポート、農産物、食ブランドの推進に努めてまいりたいと思います。

次に、基本目標2の若者が安心して子供を産み育てられる地域づくりにつきましては、SDGsの基本目標3、全ての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、11、住み続けられるまちづくりをと関連づけしております。こちらにつきましては、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない施策を展開することにより、赤平市を持続可能な地域社会として確立を目指してまいります。具体的な施策としましては、住環境の整備、子育てを応援するための各種助成、学力向上と教育環境の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、基本目標3の安心して豊かに暮らせる生活環境づくりにつきましては、SDGsの基本目標3、全ての人に健康と福祉を、8、生きがいも経済成長も、11、住み続けられるまちづくりをと関連づけしております。こちらにつきましては、高齢になっても安全で安心して暮らせるまちづくり、健康で自分らしい生活を送ることができる社会を目指してまいります。具体的な施策としましては、地域医療の充実や防災体制の充実、地域公共交通の確保、除雪対策、健康づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、基本目標4の新たな人の流れをつくる個性と魅力あるまちづくりにつきましては、SDGsの基本目標8、働きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、11、住み続けられるまちづくりを、17、パートナーシップで目標を達成しようとして関連づけしております。こちらにつきましては、当市における地域資源を有効に活用し、交流人口の増加を図ることで移り住みたくくなるような魅力ある

まちづくりを推進することにより、交流による新たな人材や連携、経済の発展を目指してまいります。具体的な施策としましては、炭鉱遺産ガイダンス施設やAKABIRAベース、ふるさと納税における当市の魅力の発信や移住者への各種助成、大学生へのインターシップなどによる人材の確保に努めてまいります。

いずれにいたしましても、これらの目標を達成するためには市民や企業、関係する団体等との連携が不可欠であると思いますので、理解の醸成に努めてまいります。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕それぞれの施策に対するSDGsの取組に関しては理解をいたしましたところではありますが、基本目標1の地元産業の強みを生かした雇用確保と地域産業の振興については官民一体となって取り組んでいく、商業の活性化や農業振興についても商業者、農業者も共に取り組む必要があると思います。また、基本目標2の若者が安心して子供を産み育てられる地域づくりにつきましても、子育て世帯や教育現場との連携が必要であると思います。そして、基本目標3の安心して豊かに暮らせる生活環境づくりにつきましても、市民自身の健康づくりへの協力が必要になるのではないかと思います。基本目標4の新たな人の流れをつくる個性と魅力あるまちづくりにつきましても、各企業や大学との連携や市民の理解と個々の赤平市民としても誇りを持って外にPRしていただくことも必要となるのではないかと思います。

そこで、この基本目標を達成するために、またそれぞれ掲げたSDGsの目標を達成するためには、やはり市民や企業、関係する団体との連携が不可欠であると思いますので、市民との連携や理解をどのように考え、持続可能な地域社会を構築するのか、市民が主体者だと思いますので、再度お考えを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民との連携や理解をどのよ

うに考え、持続可能な地域社会を構築するのかということですが、SDGsにつきましても2015年、国連サミットにおいて採択され、2030年を期限として、その達成に向けた取組が広がっており、最近ではテレビの特集や企業のCMなど目にする機会も増え、その認知度も上がってきております。国におけるまち・ひと・しごと創生基本方針2019において、基本目標の横断的な目標としてSDGsの実現などの持続可能なまちづくりに取り組むことと方向性を示され、第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略におきましても各基本目標に関連するSDGsの目標を掲げたところであります。この総合戦略で掲げた基本目標を展開することにより、人口減少に歯止めをかけ、当市が引き続き持続可能な地域社会を構築できることであり、ひいてはSDGsの目標達成に資するものだと思います。

また、議員が言われますとおり、総合戦略、SDGsの目標達成のためには市民や企業、関係する団体等との連携が不可欠であり、それぞれが主体者として実行していただくことも必要であります。SDGsにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、その認知度は上がっているものの、市民はどのようなことを実践していかなければいけないのかという理解が必要であると思います。SDGsのセミナー等も予定しておりますが、コロナ禍により実施できていないというのが現状であります。市民の皆様の理解を深めるため、また実践していただくために市民の皆様にお伝えしてまいります。

○議長（竹村恵一君） 五十嵐議員。

○8番（五十嵐美知君）〔登壇〕ただいまお答えいただきましたけれども、SDGsの目標達成のためには市民や企業、関係する団体などとの連携が不可欠であると同時に、それぞれ主体者として実行していただくことも必要とされました。その中で、まさしくSDGsにつきましても、認知度が上がっているものの、市民はどのようなことを実践していけばいいのかという理解が必要でございます。例えば市民生活の身近なことでいえば、ごみ減らしに取り

組むことはSDGs 17ゴールのどの目標に向かって取り組んでるといふのが分かればやりがいにつながるのではないかと思います。そこで、SDGsの情報は広報あかびらなどに特集を組むなどして取り組んでいってはいかがでしょうか。これは一つの考えとして提案しておきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

---

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時40分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)